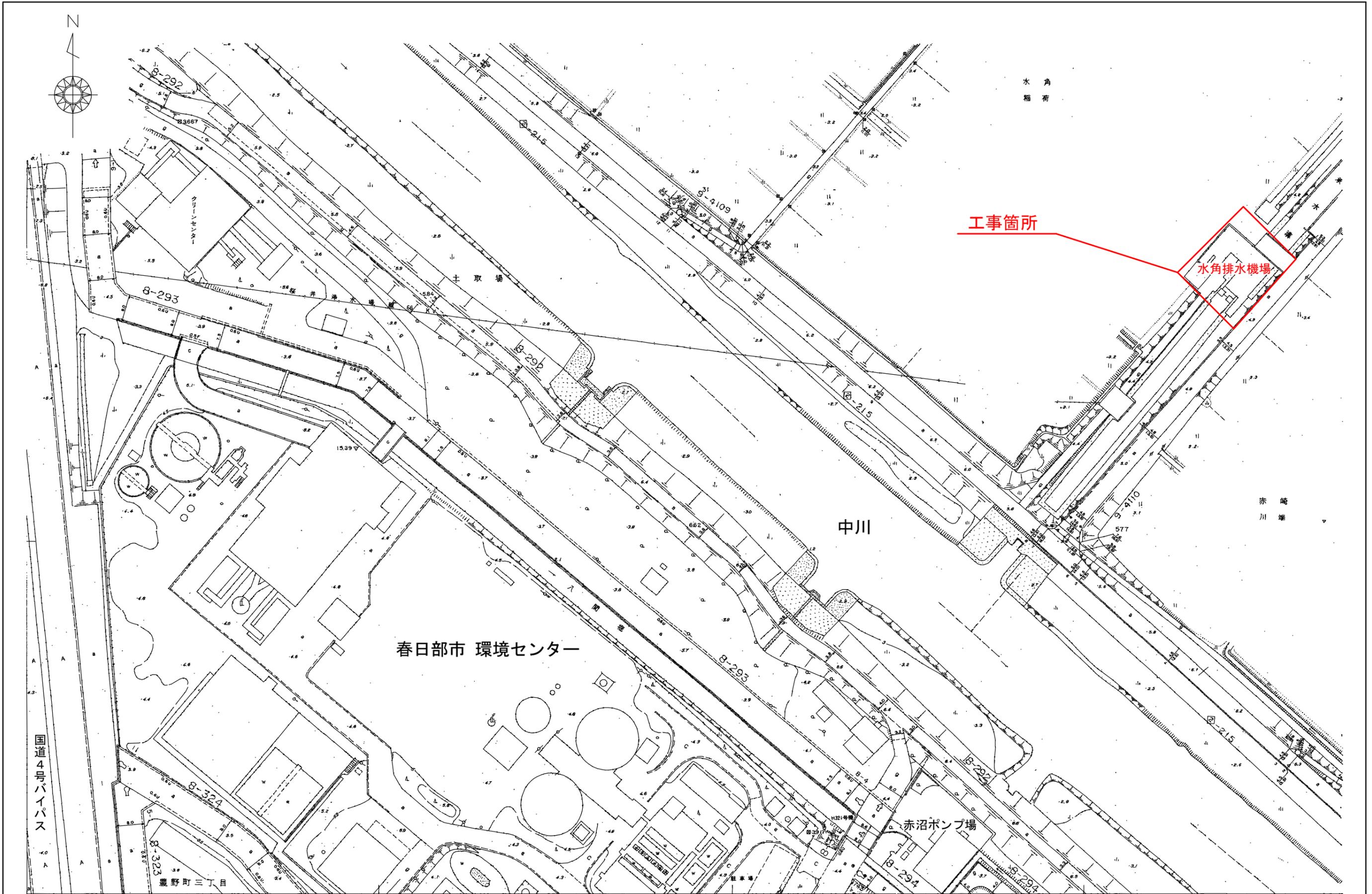


水角排水機場建屋耐震補強工事

春日部市建設部河川課



工事箇所

水角排水機場

春日部市 環境センター

中川

赤沼ポンプ場

国道4号バイパス

春日部市
建設課

日付
縮尺 S=1/1000

工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事
図面名称 案内図

図面No.

6 改質アスファルトシート防水
7 合成高分子系ルーフィングシート防水
8 塗膜防水
9 シーリング
10 とい
11 アルミニウム製瓦木
12 防水工事施工

高日射反射率防水の適用
脱気装置の種類及び設置数量
ゴムアスファルト系塗膜防水工法
シーリング改修工法の種類
シーリング材の目地寸法
接着性試験
ルーフィング材の種類(記号)
シーリング材の目地寸法
接着性試験
ルーフィング材の種類(記号)
ルーフィング材の目地寸法
接着性試験
ルーフィング材の種類(記号)
ルーフィング材の目地寸法
接着性試験
ルーフィング材の種類(記号)
ルーフィング材の目地寸法
接着性試験
ルーフィング材の種類(記号)

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁
3 欠損部改修工法
4 浮き部改修工法
4-3 タイル張り仕上げ外壁
3 ひび割れ部改修工法
4 欠損部改修工法
3 マスチック塗料塗り
4-5 外壁用塗膜防水材塗り

5 浮き部改修工法
6 目地改修工法
4-4 塗り仕上げ外壁等
3 マスチック塗料塗り
4-5 外壁用塗膜防水材塗り
9 タイル張替工法
アンカーピン
注入口付アンカーピン
タイル部分張替工法
タイル張替工法
目地ひび割れ部改修工法
伸縮調整目地改修工法
シーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。
新築仕上塗材の種類
呼び名
防火材料
仕上りの形状及び工法等
種類・A種・B種
仕上りの形状()工法
外壁用仕上塗料の耐水性
下地準拠塗材の適用
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理
吹付け工法の積層材の種類
外壁用仕上塗料の種類
既存在塗膜等の除去、下地処理及び下地調整
高圧洗浄
加圧力 ※30MPa程度以上
塗膜は、離脱工法
水洗い工法
下地調整
既存在塗膜等に含有する石綿の除去
新築仕上塗材の種類
呼び名
防火材料
仕上りの形状及び工法等
種類・A種・B種
仕上りの形状()工法
外壁用仕上塗料の耐水性
下地準拠塗材の適用
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理
吹付け工法の積層材の種類
外壁用仕上塗料の種類
既存在塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

5 建具 改修工事	1 改修工法 [5.1.3]	<p>建具の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>かませ工法</th> <th>撤去工法</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>○アルミニウム製建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> <tr> <td>○樹脂製建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> <tr> <td>○鋼製建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> <tr> <td>○鋼製軽量建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> <tr> <td>○ステンレス製建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> <tr> <td>○木製建具</td> <td>○</td> <td>○建具表による</td> </tr> </table> <p>新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※図示 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。</p>	かませ工法	撤去工法	適用箇所	○アルミニウム製建具	○	○建具表による	○樹脂製建具	○	○建具表による	○鋼製建具	○	○建具表による	○鋼製軽量建具	○	○建具表による	○ステンレス製建具	○	○建具表による	○木製建具	○	○建具表による	10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2~5]	性能値等 簡易気密型ドアセット ・適用する(※建具表による) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 耐震ドア 面内変形追随性の等級(・D-1:1/300 ・D-2:1/120 ・D-3:1/100) (適用する建具 ※建具表による)	17 軽量シャッター [5.12.2~4]	管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板の材質 種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量 ※Z12又はF12 ガイドレール、まくらぎ、両掛りに用いる座板及び座板のカバー、両掛りに用いる スリットボックス類のふたの材質 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1	6 内装 改修 工事	1 改修範囲 [6.1.3]	既存開仕切壁の撤去に伴う当該壁の取りかえ天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取りかえ天井の改修範囲 ※壁厚より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示 ※既存のまま ・図示
	かませ工法	撤去工法	適用箇所																											
	○アルミニウム製建具	○	○建具表による																											
	○樹脂製建具	○	○建具表による																											
	○鋼製建具	○	○建具表による																											
	○鋼製軽量建具	○	○建具表による																											
	○ステンレス製建具	○	○建具表による																											
	○木製建具	○	○建具表による																											
	2 防火戸 [5.1.4]	適用箇所 ※建具表による 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 を行う(※建具表による) ・行わない	11 木製建具 [5.7.2~4]	材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※H.L. 形状及び仕上げ 表面仕上げ ※H.L. ・鏡面仕上げ 工法 ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ	18 オーバーヘッドドア [5.13.2.3]	開閉形式の種類 ・電動式(手動併用) ※手動式 耐風圧強度() Pa 安全装置 電動シャッターの障害物感知装置 (設置箇所 ・建具表による) スラットの材質の種類 ・JIS G 3312 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量(※Z06又はF06) ・JIS G 3322 (溶融亜鉛55%アルミニウム重合合金めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量(※AZ90) スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	2 既存床の撤去及び 下地補修 [6.2.2]	ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ(接着剤とも) ・除去範囲全て ・下地モルタルとも(除去範囲全て) 合成樹脂床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目張り工法 コンクリート又はモルタル床の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及び エポキシ樹脂モルタルは、「4章 外装改修工事」による。 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内																						
	3 見本の製作等 [5.1.5]	建具見本の製作 ・行う(建具符号:) ・行わない 建具見本製作の目的等: () 特殊な建具の仮組 ・行う(建具符号:) ・行わない	12 建具用金物 [5.8.1~3]	建具材の加工、組立時の含水率 ※A種 建物内部の木製建具に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆	19 ガラス [3.7][5.14.2~4]	3 既存壁の撤去及び 下地補修 [6.3.2]	仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※[4.3.10]によるモルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の措置 ※図示) ・図示																							
4 防犯建物部品 [5.1.7]	適用箇所(・建具表による)	13 鍵 [5.8.4]	性能値等 表面材のホルムアルデヒド放散量等 ※改修標準仕様書5.7.2(2)(4)(a)による	20 ガラスブロック [5.14.5]	4 施工一般	材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(a)(b)による																								
5 アルミニウム製建具 [5.2.2~5][表5.2.1、2]	性能値等 耐風圧性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 気密性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 水密性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 外部に面する建具の種類	14 自動ドア開閉装置 [5.9.2.3]	表面材の合板の種類	21 ガラス用フィルム [5.11.2.3]	5 耐材 [6.5.2]	○JAS 1083-5 製材・第5部に基づく下地用製材 [6.5.2]																								
6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]	種類 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ・A種 S-4 A-3 W-4 ○70 ※図示による ・B種 S-5 A-4 W-5 ※図示による ・C種 S-6 A-4 W-5 ※図示による	15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.3]	合板の種類 規格等 備考 ・普通合板 表面の樹種 板面の品質(※広葉樹1等) ・ 接着の程度(・1類 ・2類) ・天然木化粧合板 樹種の種類(・1類 ・2類) ・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 ※プリント ○ポリエステル化粧合板 メラミン化粧合板 接着の程度(・1類 ・2類) ・MDF 表面材の厚さ ※[表5.7.6]による 引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ・適用しない ・適用する ・かまち戸 かまち樹種() 鏡板樹種() 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ふすま 張りの種類(・I型 ・II型) 上張り(押入等の裏側以外) ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度 繕仕上げ ・糸目縁 ・生地縁(素地) ・生地縁(ウレタンクレーヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・戸ふすま 表面材の仕上 ・建具表による 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠及びくつずりの材料 ・建具表による	22 造作用集材 [6.5.2]	○JAS 1083-2 製材・第2部に基づく造作用製材 [6.5.2]																									
7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2~5]	性能値等 耐風圧性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 気密性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 水密性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 外部に面する建具の種類	16 重量シャッター [5.11.2.3]	合板の種類 規格等 備考 ・普通合板 表面の樹種 板面の品質(※広葉樹1等) ・ 接着の程度(・1類 ・2類) ・天然木化粧合板 樹種の種類(・1類 ・2類) ・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 ※プリント ○ポリエステル化粧合板 メラミン化粧合板 接着の程度(・1類 ・2類) ・MDF 表面材の厚さ ※[表5.7.6]による 引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ・適用しない ・適用する ・かまち戸 かまち樹種() 鏡板樹種() 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ふすま 張りの種類(・I型 ・II型) 上張り(押入等の裏側以外) ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度 繕仕上げ ・糸目縁 ・生地縁(素地) ・生地縁(ウレタンクレーヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・戸ふすま 表面材の仕上 ・建具表による 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠及びくつずりの材料 ・建具表による	23 造作用単板積層材 [6.5.2]	○JAS 1083-5 製材・第5部に基づく下地用製材 [6.5.2]																									
8 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.4.2、4][表5.4.2]	性能値等 簡易気密型ドアセット ・適用する(※建具表による) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 耐震ドア 面内変形追随性の等級(・D-1:1/300 ・D-2:1/120 ・D-3:1/100) (適用する建具 ※建具表による)	17 重量シャッター [5.11.2.3]	表面材の合板の種類	24 造作用集材 [6.5.2]	○JAS 1083-2 製材・第2部に基づく造作用製材 [6.5.2]																									
9 鋼製建具 [5.2.2][5.2~4]	性能値等 簡易気密型ドアセット ・適用する(※建具表による) ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級() (適用する建具 ※建具表による) 耐震ドア 面内変形追随性の等級(・D-1:1/300 ・D-2:1/120 ・D-3:1/100) (適用する建具 ※建具表による)	18 重量シャッター [5.11.2.3]	表面材の合板の種類	25 造作用集材 [6.5.2]	○JAS 1083-5 製材・第5部に基づく下地用製材 [6.5.2]																									

春日部市
建設部
河川課

日付
工率名称 水角排水機場建屋耐震補強工事
縮尺 1/100
図面名称 特記仕様書(改修その3)
図面No. A-03

8 合板等
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による構造用合板
「合板の日本農林規格」による化粧張り構造用合板
「合板の日本農林規格」による天然化粧合板
「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板
パーティクルボード
JAS 0360 に基づく構造用パネル
MDF
9 接合具等
造作材の化粧面の釘打ち
10 接着剤
接着剤のホルムアルデヒドの放散量
11 防蟻・防蟻処理
薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理
12 内部間仕切軸組及び床組み
間仕切軸組に用いる木材の樹種名
13 窓、出入口その他
窓、出入口その他に用いる木材の樹種名
14 軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類

15 軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナーの種類
16 ビニル床シート
種類の記号
17 ビニル床タイル
種類の記号
18 特殊機能床材
帯電防止シート
帯電防止床タイル
19 ビニル幅木
材質の種類
20 ゴム床タイル
種類
21 カーペット敷き
織り方
22 合成樹脂塗床
種類
23 フローリング張り
フローリングのホルムアルデヒドの放散量

24 畳敷き
種類
25 せつこうボード
その他のボード張り
26 壁紙張り
種類
27 モルタル塗り
モルタル
既製目地材
28 タイル張り
伸縮調整目地の位置
29 セルフレベリング材
塗り
30 フリーアクセスフロア
構造形式
31 可動間仕切
構造形式
32 可動間仕切
構造形式
33 トイレブース
表面材の種類
34 手すり
材料の種類及び仕上げ

6.15.3、5、6
6.16.2~4
6.17.2、3
(20.2.2)
(20.2.3)
(20.2.4)
(20.2.5)
(20.2.6)
日付
工事名称
水角排水機増設耐震補強工事
縮尺
図面名称
特記仕様書(改修その4)
図面No.
A-04

8 耐震改修工事	1 適用範囲	④改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 改修標準仕様書における第8章耐震改修工事以外の改修工事で第8章を引用している部分 工事内容 ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨ブレースの設置工事 ・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） ・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き工法） ・柱補強工事（連続繊維補強工法） ・耐震スリット新設工事 ・免震改修工事 ・制震改修工事 ・土工事及び地業工事	2 セメント	種 類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所（※下記以外全て） 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352 J/g以下、かつ28日目で402 J/g以下のものとする ・高炉セメントB種 適用箇所（IFより下部（立ち上がり部含む）） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ）	5 普通ポルト	ポルト及びナットの材料 ・標準仕様書 表7.2.3 (JIS附属書品)又は次による ポルトの規格は JIS B 1180 とする。 ナットの規格は、呼び径六角ポルト又は全ねじ六角ポルトとし、材料は鋼とする。ポルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ポルトの軸径の最大寸法は、ポルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181 とする。ナットの種類の別は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。 ポルトのねじ呼び ・鋼金 ※ JIS B 1256 による ・異り止め ※ 二重ナット ポルトの締結距離、ポルト間隔、ゲージ等 ・鋼示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 締結距離及びポルト間隔）	18 アンカーボルト等の設置	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 (7.10.3) ・鋼示による（ ） 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・鋼示による（ ） 地方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの保持及び埋込み工法（表7.10.1） 種別 ・A種 ・B種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別（表7.10.2） 厚さ 種別 ※A種 ・B種
	2 既存部分の処理等	既存構造体の撤去 撤去範囲 [8.2.2] [8.22.2] [8.24.4] [8.25.2] ・鋼示による（ ） はつり出した鉄筋及び鉄骨の処理 ・鋼示による（ ） [8.21.3] [8.22.3] [8.23.3] [8.26.6] [8.27.3] 既存構造体コンクリート面の目視らしの程度及び範囲 ・既存柱、梁面 ・打掃ぎ面の15～30%程度に、平均深さ2～5mm(最大7mm)程度の凹面を全体にわたってつける ・既存壁 ・打掃ぎ面の10～15%程度に、平均深さ2～5mm(最大7mm)程度の凹面を全体にわたってつける	3 骨材	アルカリシリカ反応性による区分 [8.2.5] ※A ・B（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m ³ 以下）	6 アンカーボルト	④構造用アンカーボルト（JIS B 1220） (7.2.4) (7.10.3) 種別 ・ABR400 ・ABR490 ・建方用アンカーボルト（JIS G 3101） 種別 ・SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書表7.2.3による ポルトの締結距離、ポルト間隔、ゲージ等 ・鋼示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 締結距離及びポルト間隔）	19 溶融亜鉛めっき（基礎、主要構造部及びその他構造耐力上主要部分に限る。）	種別等 [8.20.4] [表8.20.1] 亜鉛めっきの種別 ・A種 最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板 ・B種 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板 ・C種 普通ポルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板 外観検査 ※行う ・行わない
	3 撤去工事の施工内容	※耐震壁等の増設に伴い、これらの増設部材が設置される構内既存仕上げ・躯体の撤去と土間等の一部を撤去する。 増設部材と接する既存コンクリート面は充分に目視らしを行う。 ※埋り仕上げ又はこれに準ずる仕上げ材、及び躯体を撤去する場合は、カッターで切込みを付けてから撤去する。なお、躯体を撤去する場合は、両面からカッター切込みを付けてから撤去する。 ※撤去に際しては、廃棄物の処理に関する法律に準拠する。	4 混和材料	圧縮強度（ ） ・フロー値（ ） [8.2.6]	7 溶接材料	④構造用アンカーボルト（JIS B 1220） (7.2.4) (7.10.3) 種別 ・ABR400 ・ABR490 ・建方用アンカーボルト（JIS G 3101） 種別 ・SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書表7.2.3による ポルトの締結距離、ポルト間隔、ゲージ等 ・鋼示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 締結距離及びポルト間隔）	（あと施工アンカー） ①あと施工アンカー	仕様等 [8.2.4] ・金属系アンカー（耐震補強用） 引張耐力 ※鋼示による（ ） せん断耐力 ※鋼示による（ ） アンカー本体の径及び埋込み長さ ※鋼示による（ ） セット方式 ※本体打込み式改良型 接合部の種類、径、長さ ・鋼示による（ ） ④接着系アンカー 引張耐力 ※鋼示による（ ） せん断耐力 ※鋼示による（ ） アンカーの種類 ※カプセル方式回転・打撃式 ・カプセル方式打込み型 接着剤の品質 ※有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ ・鋼示による（「耐震改修共通事項」アンカー関係共通事項）
	4 撤去工事における注意事項	※コンクリート及び埋り仕上げを部分的に撤去する場合は、既存部分の仕上げに損傷を与えないよう充分注意する。特に埋り仕上げ、増設部材設置構内内のコンクリート及び土間コンクリート等の撤去に際しては、カッター等で切込みを付け、既存部分の保護を図る。 ※増設する部材に接する既存コンクリートは、充分に目視らしを行い増設部材との一体化を図る。なお、目視らしは、深さ6mm程度の凹凸で全体を荒らすようにする。はつり工事は構造躯体に悪影響を与えない方法で丁寧に行うこと。（電気ピックを用いる等） ※コンクリート打設時に粉塵、はつりがら等を清掃し、数日前から充分に水湿めを行う。 ※既存の躯体状態の確認及び補修 ・石膏ボードについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、原形のまま運搬し管理施設最終処分場へ処分すること ・石綿シレート、フレキシブルボード等石綿製品の撤去にあたっては、関係法令に従い、部材が破損しないよう手はずで行い、原形のまま運搬処分すること。 ・以下の天井材の撤去にあたっては、ボードが破損しないように、手はずで行うこと。 ・床：ビニル系タイルの撤去にあたっては、関係法令に従い部材が破損しないように湿潤後、手はずで行い、原形のまま最終処分場へ処分すること。	5 構造体用モルタル	目地寸法 (6.6.4) (6.8.1) (9.7.3) ・標準仕様書9.7.3(1) (7)～(9)による ※ひび割れ誘発目地、打掃目地の深さ寸法は、躯体外側の打掃目地で処理する ・鋼示による（ ） ひび割れ誘発目地の位置 ・鋼示による（ ）	8 ターンバックル	種類 (7.2.6) 建築用ターンバックル ※羽子板ボルト 建築用ターンバックル類 ※割針式 ねじの呼び ・鋼示による（ ）	（あと施工アンカー） ①あと施工アンカー	仕様等 [8.2.4] ・金属系アンカー（耐震補強用） 引張耐力 ※鋼示による（ ） せん断耐力 ※鋼示による（ ） アンカー本体の径及び埋込み長さ ※鋼示による（ ） セット方式 ※本体打込み式改良型 接合部の種類、径、長さ ・鋼示による（ ） ④接着系アンカー 引張耐力 ※鋼示による（ ） せん断耐力 ※鋼示による（ ） アンカーの種類 ※カプセル方式回転・打撃式 ・カプセル方式打込み型 接着剤の品質 ※有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ ・鋼示による（「耐震改修共通事項」アンカー関係共通事項）

<p><免震改修工事></p>	<p>・別添の免震工事特記仕様書による</p>																
<p><制振改修工事></p>	<p>・別添の制振工事特記仕様書による</p>																
<p><土工事及び地業工事></p> <p>1 既存杭の撤去等 [8.28.2]</p> <p>2 土工事 [8.28.3]</p> <p>3 地業工事 [8.2.15][8.28.4]</p>	<p>撤去範囲及び撤去方法 ・杭頭部の処理 ・既存杭の補強 ・健全性の確認試験</p> <p>埋戻し及び盛土の種類 ・A種 適用場所 () ・B種 適用場所 () ・C種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 () ・D種 適用場所 () 品質 細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。</p> <p>六価クロム溶出試験 建設発生土の処理 鋼矢板等の抜き跡の処理 山留め壁等の存置</p> <p>杭地業 支持層の位置及び土質(基礎ぐいの先端の位置含む) 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 試験杭の位置、本数、寸法、施工方法 杭の載荷試験 地盤の載荷試験 杭の溶接継手 杭頭の処理等</p> <p>砂利地業 材料 施工範囲 厚さ</p> <p>砂地業 材料 施工範囲 厚さ</p> <p>捨コンクリート地業 材料 設計基準強度 スランプ 施工範囲 厚さ</p>																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="106 1942 1484 1984" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 春日部市 建設部 河川課 </td> <td data-bbox="1484 1942 2166 1984" rowspan="2"></td> <td data-bbox="2166 1942 2285 1984">日付</td> <td data-bbox="2285 1942 2783 1984">工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事</td> <td data-bbox="2783 1942 2875 1984">図面No. A-08</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2166 1984 2285 2016">縮尺 —</td> <td data-bbox="2285 1984 2783 2016">図面名称 特記仕様書(改修その8)</td> <td></td> </tr> </table>										春日部市 建設部 河川課		日付	工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事	図面No. A-08	縮尺 —	図面名称 特記仕様書(改修その8)	
春日部市 建設部 河川課		日付	工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事	図面No. A-08													
		縮尺 —	図面名称 特記仕様書(改修その8)														

工 事 名	水角排水機場建屋耐震補強工事																																				
特記仕様書																																					
I 工事概要																																					
1. 工事場所	春日部市水角5-2	用途地域																																			
2. 敷地面積	760.52	m ²																																			
3. 工事種目 (建物概要)	<table border="1"> <tr> <th>棟名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> <tr> <td>電気棟</td> <td>鉄骨造</td> <td>1階</td> <td>83.76m²</td> <td>83.76m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> </table>		棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積	電気棟	鉄骨造	1階	83.76m ²	83.76m ²				m ²	m ²				m ²	m ²				m ²	m ²				m ²	m ²	合 計			m ²	m ²
棟名称	構造	階数	建築面積	延べ面積																																	
電気棟	鉄骨造	1階	83.76m ²	83.76m ²																																	
			m ²	m ²																																	
			m ²	m ²																																	
			m ²	m ²																																	
			m ²	m ²																																	
合 計			m ²	m ²																																	
4. 工事範囲	外壁ALC張替え工事																																				
5. 工 期	<p>起約工期 契約確定日から令和8年3月13日まで 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場代理人の現場への常駐を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ただし、仮設工事等は施設との協議による</p>																																				
II 解体工事仕様																																					

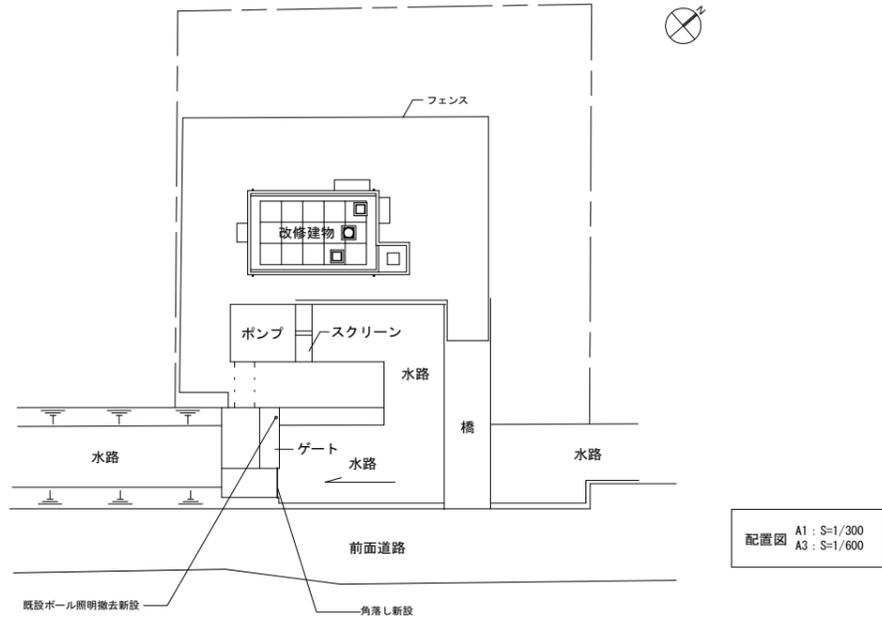
章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	①適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編） 埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領 建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会） 建設副産物適正処理推進要綱 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 埼玉県建築工事実務要領 地盤変動影響調査要領
	②官公署その他への届出手続き等	<p>解体工事の通知書の提出等 <1.1.3> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）第14条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項（変更がある場合は、変更後の内容）について、下請業者に周知徹底すること。</p> <p>再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面でも報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。</p> <p>その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を滞滞なく行う。</p>
	③条件明示事項	<p>保険の種類 [1.1.3] ※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの） ※建設工事保険等（工事的目的物及び工事材料等を対象とするもの） ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間</p>
	④工事実績情報の登録	行う [1.1.8]<1.1.4>
	⑤工事の記録等	工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「春日部市建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 <1.2.3>
	⑥施工管理	※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 ※委任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は委任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にある。 <1.3.1>
	⑦電気保安技術者	適用する [1.3.1]<1.3.3>
	⑧施工条件	<p>施工時間 (1.3.5)<1.3.5> ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。 ・以下の期間を除いた現場閉鎖日数の割合が28.5(8日/28日)以上であること。 ・年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間（ ）</p> <p>下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場（※図示 ） ・ （※図示 ）</p>
	⑨環境保全等	<p>建設機械 <1.3.9> ※建設機械は、原則として、排ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。</p>

10 引き渡しを要するもの	引き渡しを要するもの <1.3.10>						
	<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>仕 様 等</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名 称	仕 様 等	備 考			
名 称	仕 様 等	備 考					
11 近隣に対する周知	<p>・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。 ①工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 <1.3.6></p>						
12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示による（ ） <1.5.1>						
13 技能士	適用する（ ）とび作業（ ） [1.3.3]<1.6.2>						
14 完成図等	<p>完成図（製本） ※二つ折り（A1版）製本、1部（1.6.1.3） ・ファイル綴じ（A3版）、1部 完成図（電子化媒体） ※CD-R又はDVD-R、1部 CADデータの形式 ※SXF(sfc) ・DXF ・JWW verについては監督員と協議する。</p>						
15 完成写真	写真アルバム の提出 ・行う（部） ※行わない [1.6.2] 完成写真は、春日部市が行う事務並びに春日部市が認めた広報に無償で使用できるものとする。						
16 施設CADデータの更新	行う						
17 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。						
18 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画書」を添付して監督員の承諾を受けること。 <1.2.2>						
19 建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 <1.1.3>						
20 再資源化等	「建設リサイクル法」、「影の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 <1.3.9>						
21 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面でも報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は継ぎ手リサイクル依頼票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。						
22 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。						
23 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、道路（道路往復・通行・工作物・積載・道路・建築物等）に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。						
24 振動、騒音測定	※行う ・振動測定のみ行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 箇所 工事中の内容や状況に応じて測定を行う。 箇所 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 ・行わない						
25 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を全部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象 解体工事前 件 解体工事後 件 調査方法については、「8 周辺建築物等調査」による						
26 施工に注意を要する区域等	本工事現場は以下の区域等に指定されているため、施工計画書の作成 <1.1.12、13> 及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。 ・周知の埋蔵文化財発見地 ・史跡名勝天然記念物						
27 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり等)対策 <1.1.13> に係る諸申請関係法令に照らし、必要と思われる手続きを行い、工事を滞滞なく完了させること。						
28 標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を提示すること。 [1.1.12] 公共工事現場へのコスト表示実施要領（H16.9技管）により、請負金額等を表示する。						
29 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。						
30 下請業者の選定	市内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に市内業者を選定すること。 ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業者の登録している者を選定すること。						
31 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。						
32 工事用図面	・工事用着時設計図 縮小製図（A3版 A3版以上の設計図はA3に縮小） ※要（部） ・不要						
33 その他	他の同時期の工事と連携や協議を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁等への手続き・届出・申請は本工事に含む。						
2 仮設工事	<p>① 騒音・粉じん等の対策 <2.1> ※防音パネル ・防音シート ○養生シート 設置範囲及び高さ ※図示</p> <p>※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。</p> <p>② 足場その他 <2.2> 足場を設ける場合、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり設置方式又は(2)手すり専用足場方式により行うこと。 足場禁止用器具の使用は、「墜落禁止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省）による。 ・フルハーネス型墜落禁止用器具を用いる。 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する。（労働安全衛生規則第561条の2）</p> <p>③ 仮囲い等 <2.2.2> ※図示 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じて適切に配置し的確に対応すること。</p> <p>④ 工事概要案内板 <2.3.1> 設置する</p>						

5 監督員事務所等	<p>・設置する ※設置しない(下記備品のみに用いる) <2.3.1> 規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設（ m²程度） 備品（ ）名分相箇 ・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・指時計 ・電卓計 ・長靴 ・両合羽 ・保護帽 ・懐中電灯 ・墜落禁止用器具 ・軍手 ・衣類ロッカー ・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機 ・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター</p>												
6 仮設物	仮設物の位置 ・仕様 ・車両の進入方法等、施設内の車両の通路について、 <2.3.1> 施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。												
7 山留めの撤去	山留めの存置 ・あり(図示) ※なし <2.4.3> 撤去等の抜き跡の処理 ※図示												
8 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)												
9 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)												
10 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。												
11 交通誘導員	①必要に応じて搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ・図示による												
12 快適トイレ	仕様 ※図示												
13 その他	<p>①仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ・ゲート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ②仮設材の位置 ・仕様 ・車両の通路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ・近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入场計画を立てること。</p>												
3 解体施工	<p>1 浄化槽・排水槽等 <3.2.1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・行う ・行わない</p> <p>2 杭の解体 <3.9.2> 杭の解体工法 ・引抜き工法（引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示） ・破砕工法 杭抜き跡の充填 充填材料 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク ・ 配合計画 ※監督員との協議による 杭位置の測量 ・行う（測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による） ・行わない</p> <p>3 屋外設備等 <3.10.1> 電柱の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない 外灯の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない フェンス等工作物の撤去 ・行う(※図示 ・) ・行わない</p> <p>4 樹木等 <3.11.1> 樹木の伐採依頼及び移植 ※図示</p> <p>5 地下埋設物・埋設配管 [1.2.1]<3.12.1> ※図示 埋設物の処置 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※ラグラブ等の措置を要する ・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。</p> <p>6 設備機器等 解体事前処理(油類タンク) ・機械設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。</p> <p>解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 <table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 <table border="1"> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>7 解体後の整地 [1.2.2]<3.13.1> 解体後の埋戻し及び盛土 ・行う 整地高さ ・現状GL ・図示 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類 ・現場の建設発生土中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない</p> <p>表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・行う（砂利敷き B種（ ））</p> <p>8 解体後の欄の設置 する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう欄、立入禁止の表示板等を設置する。)</p> <p>9 解体工事全般 ・工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ・コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し処理施設にて受入れる廃棄規模に及び破砕等を行うこと。</p> <p>建設発生土について ・場内数均し ・他現場へ搬出（ ） ・</p>	図面番号	記号			図面番号	記号			図面番号	記号		
図面番号	記号												
図面番号	記号												
図面番号	記号												
4 建設廃棄物の処理	<p>①一般事項 [1.1.12] ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用(促進)計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に各々1部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実現状況(実績)について、「再生資源利用(促進)実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。 (a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 500m³以上の土砂を搬入する工事 (2) 50t以上の砕石を搬入する工事 (3) 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事) (b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 500m³以上の建設発生土を搬出する工事 (2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事 (3) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)</p>												

2 再資源化等 (再資源化及び輸減)	<p>建設廃棄物の種類 <4.4.1> 備考 ○コンクリート ST-07図による柱脚状況による ・コンクリート及び鉄から成る 建設資材 ○木材 ・アスファルトコンクリート ・金属類 ・建設泥土 ・小形二次電池 ・蛍光ランプ及びH10ランプ ○硬質リシタ化ビニル管及び継手 ○ガラス ・木材(縮減)</p> <p>中間処理施設又は再資源化施設の別 ・監督員と協議</p>																						
3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<p>建設廃棄物の種類 <4.4.1> 数量 備考</p>																						
4 産業廃棄物広域認定制度の活用	<p>建設廃棄物の種類 <4.4.2> 備考</p>																						
5 最終処分	<p>建設廃棄物の種類 <4.4.3> 備考</p>																						
6 処理に注意を要する建設廃棄物	<p>建設廃棄物の種類 <4.5.1> 備考 ・石綿含有せつこうボード ・ヒ素・カドミウム含有せつこうボード ・上記以外のせつこうボード ・CCA処理木材 ・</p> <p>建設廃棄物の処理 ・監督員と協議</p> <p>(濁水の処理) 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類 汚泥</p> <p>(共通事項) 1 受注者は、舗装版切断作業を行わない濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする 2 受注者は、汚泥の中間処理業者の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業者の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 (提出書類等) 1 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。</p> <p>(その他) 受注者は、パキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合には、事前に発注者と協議するものとする。</p>																						
5 特別管理産業廃棄物の処理	<p>1 施工調査 <5.1.2> ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・分析調査（第一次判定）</td> <td>箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・分析調査（第二次判定）</td> <td>箇所数： 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部 位 ・ 箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p>・PCB含有シーリング分析調査 <5.4.1> ・監督員と協議</p> <p>・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 <5.4.1> ・</p> <p>・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（厚生省）」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査 <5.4.1> 「産業廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱」により行う。</p>		分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所		・分析調査（第一次判定）	箇所数： 箇所		・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所		・分析調査（第二次判定）	箇所数： 箇所		・	部 位 ・ 箇所		・	部 位 ・ 箇所	
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																					
・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所																						
・分析調査（第一次判定）	箇所数： 箇所																						
・PCB含有シーリング	部 位 ・ 箇所																						
・分析調査（第二次判定）	箇所数： 箇所																						
・	部 位 ・ 箇所																						
・	部 位 ・ 箇所																						

<p>3 特別管理産業廃棄物の処理</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ 廃石綿等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCBを含む機器類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCB含有シーリング材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃油</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃酸/廃アルカリ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ダイオキシン類</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>処理施設 ・ 監督員と協議</p> <p>4 PCBを含む機器類 引渡しを要する機器類</p> <p>5 PCB含有シーリング材 除去処理工事 除去範囲 ※図示 搬入方法 ・ 「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会）」による。</p> <p>6 ダイオキシン類 産業物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法</p>	特別管理産業廃棄物の種類		備考	・ 廃石綿等			・ PCBを含む機器類			・ PCB含有シーリング材			・ 廃油			・ 廃酸/廃アルカリ			・ ダイオキシン類			<p><5.4.1></p>	<p>8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理</p> <p>9 その他</p> <p>7 特殊な建設副産物の処理</p> <p>1 施工調査</p> <table border="1"> <tr> <th>分析調査を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>・ 図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>・ 図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>・ 図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部位</td> <td>・ 図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>・ 箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p><7.1.3></p> <p>2 回収及び処分</p> <table border="1"> <tr> <th>回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ フロン（冷媒）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建材用断熱材フロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ イオン化式感知器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P F O S（フロン）（フロン-1-2-3-4）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特定化学物質（ ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他の特殊な建設副産物（ ）</td> <td></td> </tr> </table> <p>回収又は処分 ・ 機械設備による</p>	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考	部位	・ 図示		箇所数	・ 箇所		部位	・ 図示		箇所数	・ 箇所		部位	・ 図示		箇所数	・ 箇所		部位	・ 図示		箇所数	・ 箇所		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考	・ フロン（冷媒）		・ 建材用断熱材フロン		・ ハロン		・ イオン化式感知器		・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス		・ P F O S（フロン）（フロン-1-2-3-4）		・ 特定化学物質（ ）		・ その他の特殊な建設副産物（ ）		<p>12 外構（テラス、コンクリート吹き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときの調査は、前1項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。</p> <p>（写真撮影）</p> <p>第4条 前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じようとして写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</p> <p>2 第2条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。</p> <p>一 四方からの外部及び屋根</p> <p>二 各室</p> <p>3 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した画像等と同時に撮影するものとする。</p> <p>一 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名</p> <p>二 損傷名及び損傷の程度（計測）</p> <p>三 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所</p> <p>（事後調査における損傷調査）</p> <p>第5条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を前3条（第10条第2項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。</p> <p>2 第3条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所を調査するものとする。</p> <p>（事前調査書等の作成）</p> <p>第6条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。</p> <p>一 調査区域位置図</p> <p>二 調査区域平面図</p> <p>三 建物等調査一覧表</p> <p>四 建物等調査図（平面図・立面図等）</p> <p>五 建物等調査書</p> <p>六 損傷調査書</p> <p>七 写真台帳</p> <p>（事前調査書及び図面）</p> <p>第7条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。</p> <p>一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。</p> <p>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。</p> <p>イ 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号（同一所有者が2棟以上の建物所有している場合）を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外構（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</p> <p>ロ 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。</p> <p>三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物について調査番号、建物番号の順に建物の所在地、所有者及び建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。</p> <p>四 建物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、第2条及び第3条の事前調査の結果を基に建物ごとに次により作成するものとする。</p> <p>イ 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別の面積並びにこれらの計算式を記入する。</p> <p>ロ 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）を作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。</p> <p>ハ その他調査図（基礎状況、屋根状況及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。</p> <p>五 工作物の建物等調査図（平面図、立面図等）は、損傷の状況及び程度により前号に準じて作成する。</p> <p>六 損傷調査書は、第2条及び第3条の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物の所在地、所有者名、各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況等を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。</p> <p>七 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。</p> <p>（事後調査書等の作成）</p> <p>第8条 事後調査を行ったときは、第6条の調査書及び図面を基に損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、事前調査までの成果を基に、第6条第一号及び第二号については異同を明示し、同条第三号から第七号までについては事前調査成果を転記し、前条に準じて第6条各号の調査書及び図面を作成するものとする。</p> <p>対象エリア及び建物リスト等 ※図示による（ ）</p> <p>※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。</p> <p>この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p>	<p>6 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>1 石綿含有建材の事前調査</p> <p>石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲 (○)A-11図 仕上表表記・図示 貸与資料（水角排水機場 石綿の有無に関する事前調査報告書 令和7年2月）</p> <p>2 石綿含有分析調査</p> <p>分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アモサイト、クリソタイト、クロソライト、アクチノライト、アンソサイト、トリモライト</p> <p>分析方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材 料 名</th> <th colspan="2">定性分析方法</th> <th colspan="2">定量分析方法</th> </tr> <tr> <th>JIS A 1481-1</th> <th>JIS A 1481-2</th> <th>JIS A 1481-3</th> <th>JIS A 1481-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル</td> <td>※ 3箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>複層塗材</td> <td>※ 1箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>※ 2箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>ケイ酸カルシウム板</td> <td>※ 1箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>クロス</td> <td>※ 1箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>ビニルタイル</td> <td>※ 1箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td>ロックウール吸音板</td> <td>※ 1箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 吹付け材及び保温材等は ※ 10cm³ /箇所 ・ /箇所 とする。 成形板は ※ 100cm² /箇所 ・ /箇所 とする。 採取箇所 ・ 図示 分析結果については監督員に提出すること。</p> <p>3 石綿粉じん濃度測定</p> <p>測定時期、場所及び測定点 <6.1.3></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各2又は3点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定2</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>各2点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定4</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>・各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定6</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点 ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>○各2点(△△は各1点) ・ ()点</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>測定8</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>4方向各1点(△△は1点)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>測定9</td> <td>処理作業室内</td> <td>()点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>測定10</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>()点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法 ○自動測定器による測定 測定4.5 ※n²チタチタチ、粉じん相対湿度計(計)粉じん計、繊維状粒子自動計測器(7774177777)等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定 ・ JIS K 3850-1に基づいた測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノズル径の直径(mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量(L/min)</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間(min)</td> <td>5</td> <td>120</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 石綿含有吹付け材の除去(レベル1) 除去対象範囲 ・ 図示 除去の方法 ※[9.1.3]による 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・ セメント固化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>5 石綿含有保温材等の除去(レベル2) 除去の方法 ※[9.1.4](2)～(5)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去対象範囲 ・ 図示 ・ [9.1.3]による(損傷、劣化等で石綿粉塵を飛散させるおそれがある場合) 除去対象範囲 ・ 図示 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・ セメント固化 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>6 石綿含有成形板等の除去(レベル3) 除去対象範囲 (○)図示 除去した石綿含有成形板の処分 ○石綿含有せっこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ○埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p> <p>7 石綿含有建築用仕上塗材等の除去(レベル3) 除去対象範囲 ・ 図示 施工前の試験施工 ・ 行う ・ 行わない 除去方法 () 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・ セメント固化 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設または無害化処理施設)</p>	材 料 名	定性分析方法		定量分析方法		JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4	モルタル	※ 3箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	複層塗材	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	石膏ボード	※ 2箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	ケイ酸カルシウム板	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	クロス	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	ビニルタイル	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	ロックウール吸音板	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点	※	※	測定1	処理作業室内	・各2又は3点 ・ ()点	※	※	測定2	施工区画周辺又は敷地境界	各2点 ・ ()点	※	※	測定3	処理作業室内	()点	※	※	測定4	処理作業室内	・各1点 ・ ()点	※	※	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	・各1点 ・ ()点	※	※	測定6	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点 ・ ()点	※	※	測定7	処理作業室内	○各2点(△△は各1点) ・ ()点	※	※	測定8	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点(△△は1点)			測定9	処理作業室内	()点			測定10	施工区画周辺又は敷地境界	()点		測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5	ノズル径の直径(mm)	25	25	47	試料の吸引流量(L/min)	1	5	10	試料の吸引時間(min)	5	120	240	<p>8 周辺建築物等調査 (調査) 第1条 建築物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建築物の所有者及び所有権以外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)の立会いのうえ、地盤変動影響調査等仕様書で定める様式に署名・押印を求めるものとする。 3 事前調査は、情報通信技術その他の先進的な技術を活用して行うことができるものとする。 (事前調査における一般的事項) 第2条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存在する建物等につき、建物等の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。 一 建築物の敷地ごとに建築物等(工作物については主たるもの)の敷地内位置関係 二 建物等ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに建築年月日並びに所有者の氏名及び住所 四 その他第6条の調査書及び図面の作成に必要な事項 2 前項第三号の所有者の氏名及び住所が現地調査において確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求する等の方法により調査を行うものとする。 (事前調査における損傷調査) 第3条 前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根 九 水回り 十 外構 2 基礎についての調査は、次により行うものとする。 一 建築物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建築物基礎の四方向を水準測量で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。 二 コンクリート基礎等に亀裂等が生じているときは、建築物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況(最大幅及び長さ)を計測する。 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部(柱及び数階)についての調査は、次により行うものとする。 一 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(数階)から1メートルの高さの点とする。 三 数階の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部(建具等)についての調査は、次により行うものとする。 一 原則として、当該建築物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。 二 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの若しくは不能なもの又は機能不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床についての調査は、次により行うものとする。 一 えん甲板張り等の居室(畳敷の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂、緑切れ、剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。 三 床、大引又は根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、緑切れ、雨漏り等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ(柱及び内材材と壁との分離)が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 原則として、すべてのちり切れを計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 原則として、全ての亀裂の計測(最大幅、長さ及び分岐点幅)をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏り等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2か所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根状況図を作成し、次により行うものとする。 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。 11 水回り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、全ての損傷について第8項に準じて行う。 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。</p>	<p>9 その他</p> <p>1 解体工事全般</p> <p>○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること ○大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事に伴った破損した存置構造物、境界線等は必ず現状復旧すること。</p>	<p>日付</p> <p>工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事</p> <p>図面No. A-10</p> <p>図面名称 特記仕様書(解体その2)</p>
特別管理産業廃棄物の種類		備考																																																																																																																																																																																										
・ 廃石綿等																																																																																																																																																																																												
・ PCBを含む機器類																																																																																																																																																																																												
・ PCB含有シーリング材																																																																																																																																																																																												
・ 廃油																																																																																																																																																																																												
・ 廃酸/廃アルカリ																																																																																																																																																																																												
・ ダイオキシン類																																																																																																																																																																																												
分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																																																																																																																																																																										
部位	・ 図示																																																																																																																																																																																											
箇所数	・ 箇所																																																																																																																																																																																											
部位	・ 図示																																																																																																																																																																																											
箇所数	・ 箇所																																																																																																																																																																																											
部位	・ 図示																																																																																																																																																																																											
箇所数	・ 箇所																																																																																																																																																																																											
部位	・ 図示																																																																																																																																																																																											
箇所数	・ 箇所																																																																																																																																																																																											
回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考																																																																																																																																																																																											
・ フロン（冷媒）																																																																																																																																																																																												
・ 建材用断熱材フロン																																																																																																																																																																																												
・ ハロン																																																																																																																																																																																												
・ イオン化式感知器																																																																																																																																																																																												
・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス																																																																																																																																																																																												
・ P F O S（フロン）（フロン-1-2-3-4）																																																																																																																																																																																												
・ 特定化学物質（ ）																																																																																																																																																																																												
・ その他の特殊な建設副産物（ ）																																																																																																																																																																																												
材 料 名	定性分析方法		定量分析方法																																																																																																																																																																																									
	JIS A 1481-1	JIS A 1481-2	JIS A 1481-3	JIS A 1481-4																																																																																																																																																																																								
モルタル	※ 3箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
複層塗材	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
石膏ボード	※ 2箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
ケイ酸カルシウム板	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
クロス	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
ビニルタイル	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
ロックウール吸音板	※ 1箇所	・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																																																																																																								
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定1	処理作業室内	・各2又は3点 ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定2	施工区画周辺又は敷地境界	各2点 ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定3	処理作業室内	()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定4	処理作業室内	・各1点 ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	・各1点 ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定6	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点 ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定7	処理作業室内	○各2点(△△は各1点) ・ ()点																																																																																																																																																																																								
※	※	測定8	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点(△△は1点)																																																																																																																																																																																								
		測定9	処理作業室内	()点																																																																																																																																																																																								
		測定10	施工区画周辺又は敷地境界	()点																																																																																																																																																																																								
	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10	測定 5																																																																																																																																																																																									
ノズル径の直径(mm)	25	25	47																																																																																																																																																																																									
試料の吸引流量(L/min)	1	5	10																																																																																																																																																																																									
試料の吸引時間(min)	5	120	240																																																																																																																																																																																									
				春日部市建設河川課		日付		工事名称		水角排水機場建屋耐震補強工事		図面No.		A-10																																																																																																																																																																														
						縮尺		図面名称		特記仕様書(解体その2)																																																																																																																																																																																		

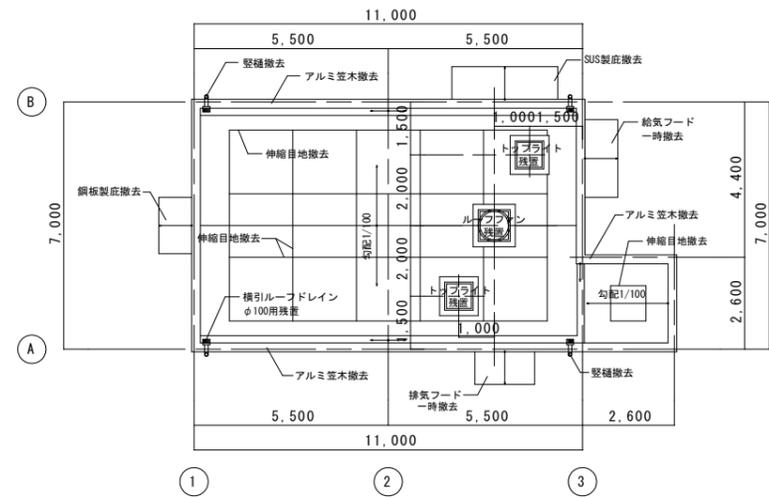


配置図 A1: S=1/300
A3: S=1/600

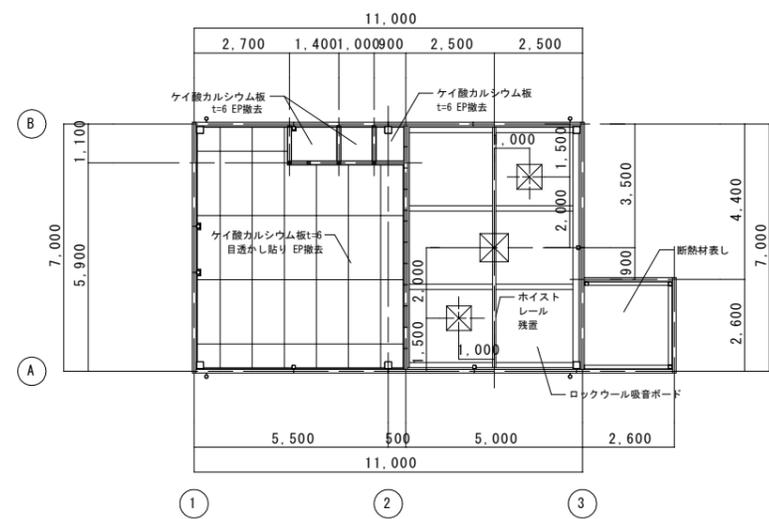
外部仕上表					
屋根	改修前	無筋コンクリート打コテ仕上げ(伸縮目地 W=25) 水勾配1/100 ポリエチレンフィルムt=0.15 庇:カラー鉄板t=0.3 アスファルト防水層(A-2) バラベト、防水層上り押え無筋コンクリート アルミ笠木W=250t=3mm	スロープ ポーチ	改修前	コンクリート金ゴテ仕上げ(目地切) 水勾配付
	改修後	平場: 既存保護コンクリート清掃、下地調整の上 塩化ビニルシート防水(S-M2)新設 庇: 既存撤去後、既製アルミ新設 立上り部: 既存保護コンクリート清掃、下地調整の上 塩化ビニルシート防水(S-F2)新設 既存アルミ笠木撤去後、下地調整の上アルミ製笠木W=250新設		改修後	既存のまま
雨仕舞	改修前	鋼鉄製横引型ルーフトレイン(アスファルト防水用) φ100用 壁樋: 硬質塩化ビニル管φ100	給排気フード	改修前	ステンレス板ヘアアライン(ステンレスビス止め) 内部ロックウール吸音ボード貼t=50
	改修後	改修用ドレン新設 既存ルーフトレイン: 清掃、ケレン後 ノンタル系変性エポキシ樹脂塗装 壁樋: 既存硬質塩化ビニル管φ100撤去後、硬質塩化ビニル管φ100新設		改修後	一時撤去し外壁新設後、既存フード取付直し
外壁	改修前	ALC板t=100下地 複層塗材E 外部巾木 モルタル刷毛引き仕上 H=300	その他	改修前	ルーフファン、トップライト(屋上) ハンドホール(現場打) 900×900×H1.300 蓋鋼鉄製φ600
	改修後	既存ALC板t=100撤去後 ALC板(縦張り) t=100新設 複層塗材E ※ALC縦張り新設 定規アングル、開口受けアングル新設 外部巾木 既存のまま		改修後	ルーフファン: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP トップライト: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP アクリル樹脂製カバー交換 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は一時撤去し、外壁新設後取付直し 水路部角落し新設: W=3,010, H=500, D=118 2段 既設ポール照明撤去新設
建具	改修前	両開きステールドア 片開きアルミドア アルミサッシ(引違い、滑り出し)	その他	改修前	ルーフファン、トップライト(屋上) ハンドホール(現場打) 900×900×H1.300 蓋鋼鉄製φ600
	改修後	既存外壁、ドア、サッシ撤去後 両開きステールドア 片開きアルミドア アルミサッシ(引違い、滑り出し)新設		改修後	ルーフファン: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP トップライト: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP アクリル樹脂製カバー交換 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は一時撤去し、外壁新設後取付直し 水路部角落し新設: W=3,010, H=500, D=118 2段 既設ポール照明撤去新設
シーリング	改修前	化粧目地、取合い部、建具廻りコーキング等はポリサルファイド系シーリング(D種二成分形)	その他	改修前	ルーフファン、トップライト(屋上) ハンドホール(現場打) 900×900×H1.300 蓋鋼鉄製φ600
	改修後	化粧目地、取合い部、建具廻りコーキング等はポリウレタン系シーリング(D種二成分形)		改修後	ルーフファン: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP トップライト: 鉄部清掃、ケレン後 錆止め塗装 DP アクリル樹脂製カバー交換 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は一時撤去し、外壁新設後取付直し 水路部角落し新設: W=3,010, H=500, D=118 2段 既設ポール照明撤去新設

内部仕上表							
室名		床	巾木	壁	天井	その他	備考
発電機室	改修前	無筋コンクリートt=270 モルタルt=30 金ゴテ仕上げ	木製巾木 H=100 OP	ALC板t=100下地 ロックウール吸音ボード貼t=50	ロックウール吸音ボード貼t=50		配線ビット、配管ビット、ホイストレール
	改修後	既存のまま	木製巾木 H=100 SOP	ALC板t=100下地 ロックウール吸音ボード貼t=50	既存のまま		発電機室～電気室間の既存間仕切り壁(ALC) 残置
油庫	改修前	コンクリートのまま	防油堤 H=300 コンクリートのまま	ALC板t=100(表し)	ポリスチレンフォーム保温材		
	改修後	既存のまま	既存のまま	ALC板t=100(表し) シーラー塗装	既存のまま		
電気室	改修前	無筋コンクリートt=270 モルタル金ゴテt=30 床用ビニルタイル貼りt=2.0	木製巾木 H=100 OP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 石膏ボード貼t=9 ケイ酸カルシウム板t=6 目透かし貼り EP	木製廻り縁 OP 天井スラブ下面ポリスチレンフォーム保温材	配線ビット ステンレス流しW=750既製品
	改修後	既存のまま	木製巾木 H=100 SOP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 化粧石膏ボード貼t=9.5	木製廻り縁 SOP	既存間仕切り壁一時撤去し、外壁新設後 間仕切り壁(木製下地)新設 ステンレス流しW=750既製品新設 発電機室～電気室間の既存間仕切り壁電気室側ビニルクロス貼り替え
休憩所	改修前	クッションフロアー(木床下地) 床下コンクリートのまま	木製巾木 H=100 OP 上部穴あき合板t=5.5 OP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 石膏ボード貼t=9 ケイ酸カルシウム板t=6 目透かし貼り EP	木製廻り縁 OP 天井スラブ下面ポリスチレンフォーム保温材	床下換気口
	改修後	クッションフロアーt=1.8(木床下地) 補強ブレース部分	既存のまま	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 化粧石膏ボード貼t=9.5	木製廻り縁 SOP	新設ブレースに干渉する部分の左上がり下地は一部撤去後復旧
便所	改修前	無筋コンクリートt=270 モルタル金ゴテt=30 床用ビニルタイル貼りt=2.0	木製巾木 H=75 OP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 石膏ボード貼t=9 ケイ酸カルシウム板t=6 EP	木製廻り縁 OP 天井スラブ下面ポリスチレンフォーム保温材	洋風便器、手洗い
	改修後	既存のまま	木製巾木 H=75 SOP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 化粧石膏ボード貼t=9.5	木製廻り縁 SOP	既存間仕切り壁一時撤去し、外壁新設後 間仕切り壁(木製下地)新設 洋風便器撤去新設 手洗い撤去新設
物入	改修前	無筋コンクリートt=270 モルタル金ゴテt=30 床用ビニルタイル貼りt=2.0	木製巾木 H=75 OP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 石膏ボード貼t=9 ケイ酸カルシウム板t=6 EP	木製廻り縁 SOP	欄三段
	改修後	既存のまま	木製巾木 H=75 SOP	ALC板t=100 木製下地 石膏ボードt=12.5ビニルクロス貼	木製下地 化粧石膏ボード貼t=9.5	木製廻り縁 SOP	既存間仕切り壁一時撤去し、外壁新設後 間仕切り壁(木製下地)新設 欄三段新設
共通							既存柱: 清掃、ケレン後 錆止め塗装 SOP 新設補強ブレース、新設間柱: 錆止め塗装 SOP

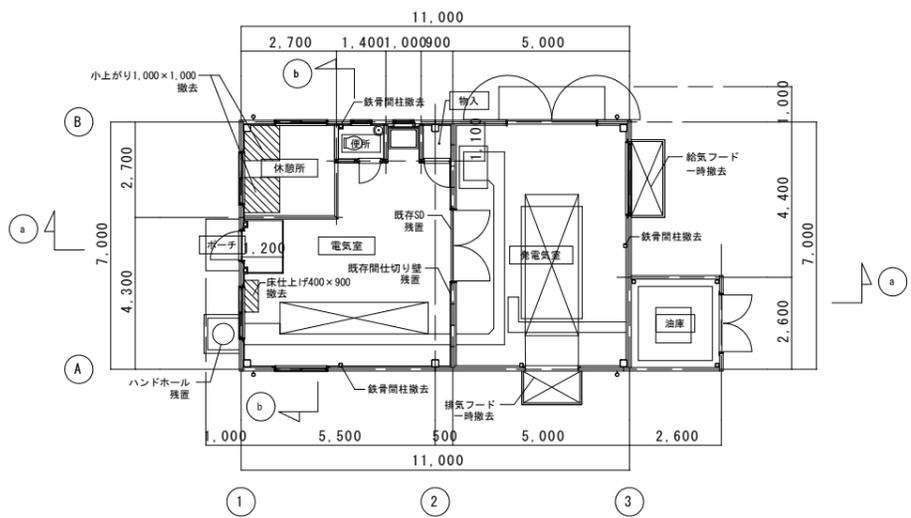
※既存鉄骨柱脚部の錆は、状態を外壁改修時に劣化状況を確認し、補強の有無を決定すること。
 ※電気室、休憩室、便所、物入の天井材(ケイ酸カルシウム板t=6及び接着剤)にアスベスト含有。
 ※電気室、休憩室、物入の床材(床用ビニルタイル)にアスベスト含有。



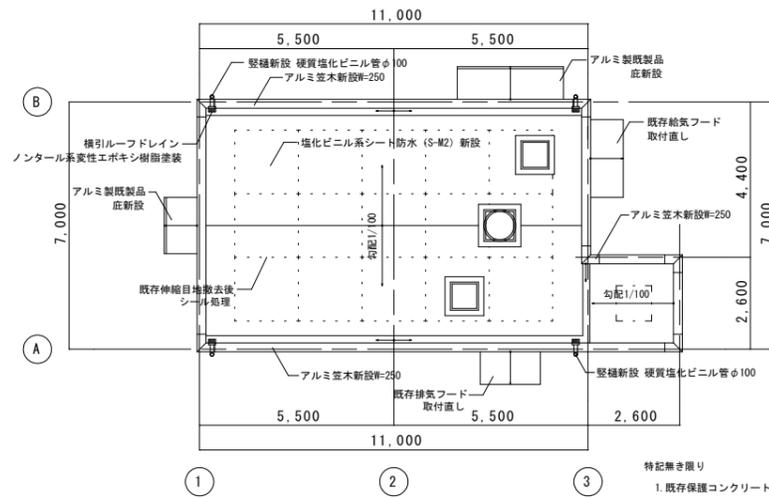
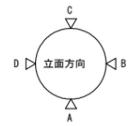
屋根伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



天井伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

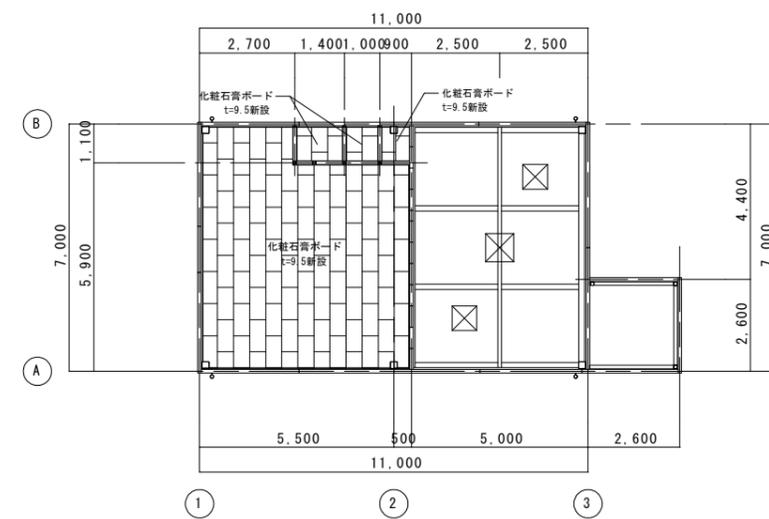


平面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

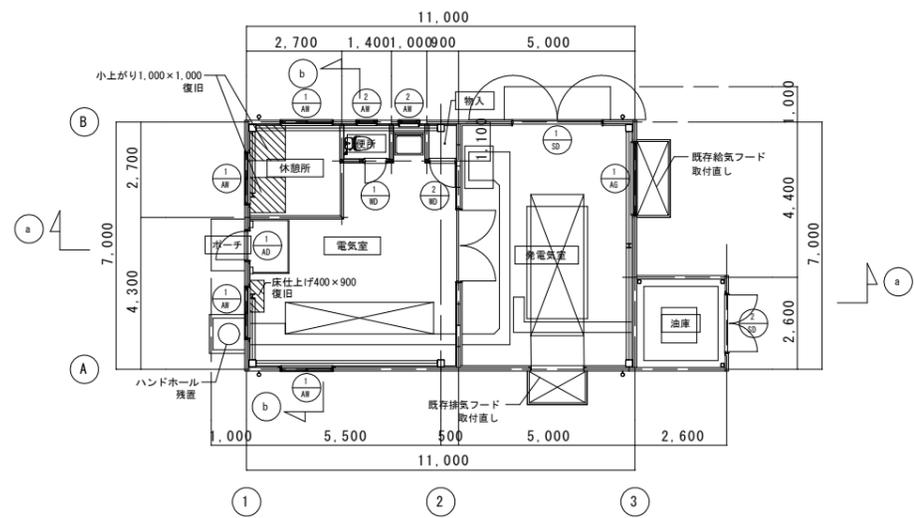


屋根伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

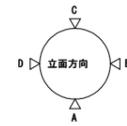
- 特記無き限り
1. 既存保護コンクリートの破損、ひび割れ部分はポリマーセメントモルタルおよびエポキシ樹脂にて補修を行うこと。
 2. 既存伸縮目地撤去跡はシール処理を行う。



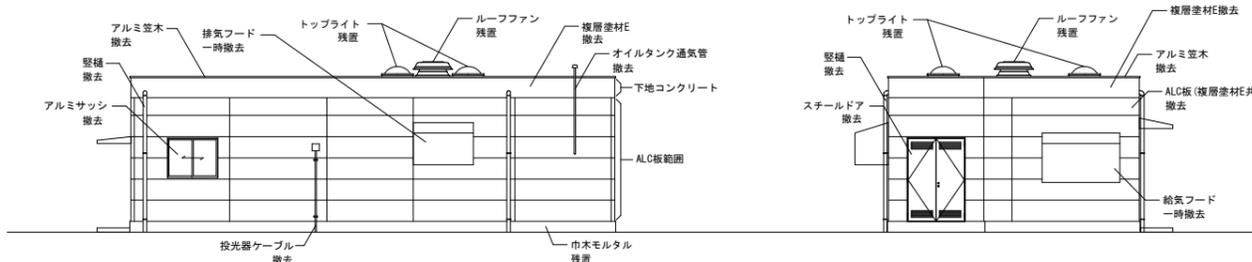
天井伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



平面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



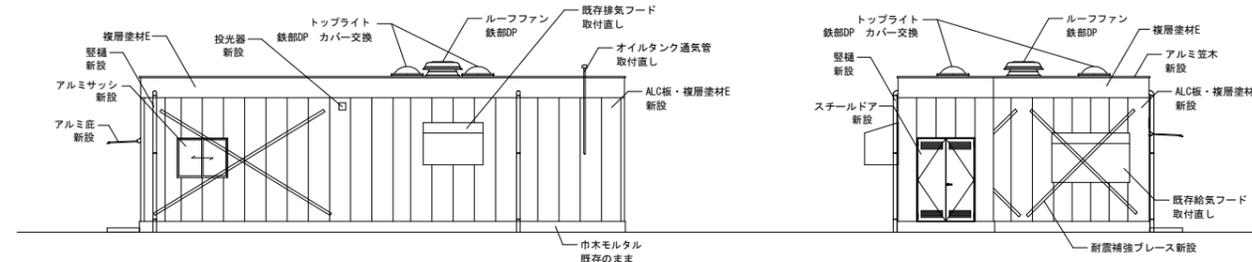
立面図 (改修前)



A 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

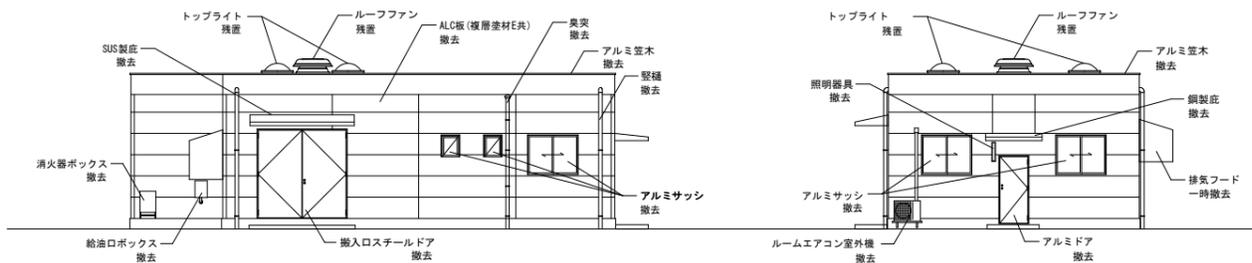
B 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

立面図 (改修後)



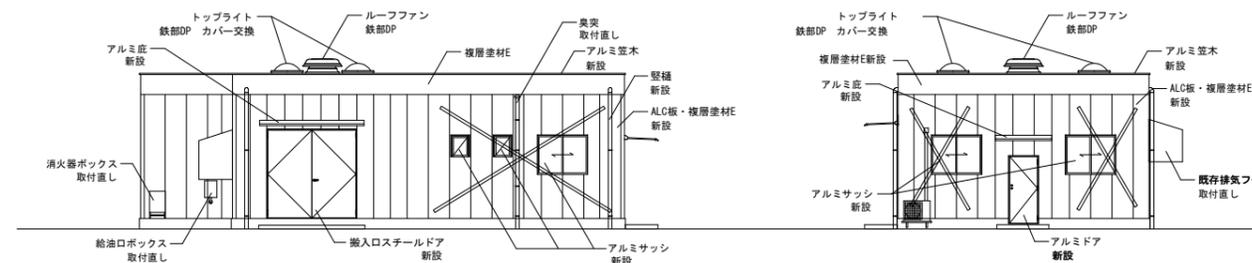
A 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

B 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



C 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

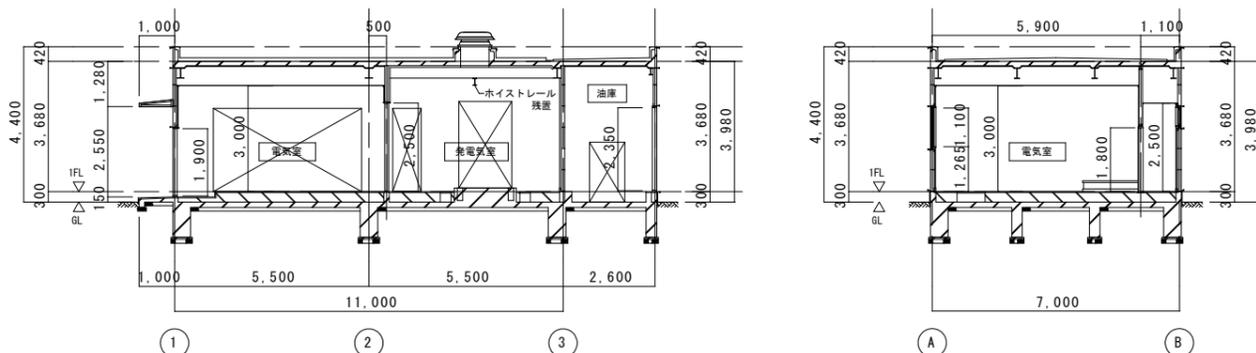
D 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



C 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

D 立面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

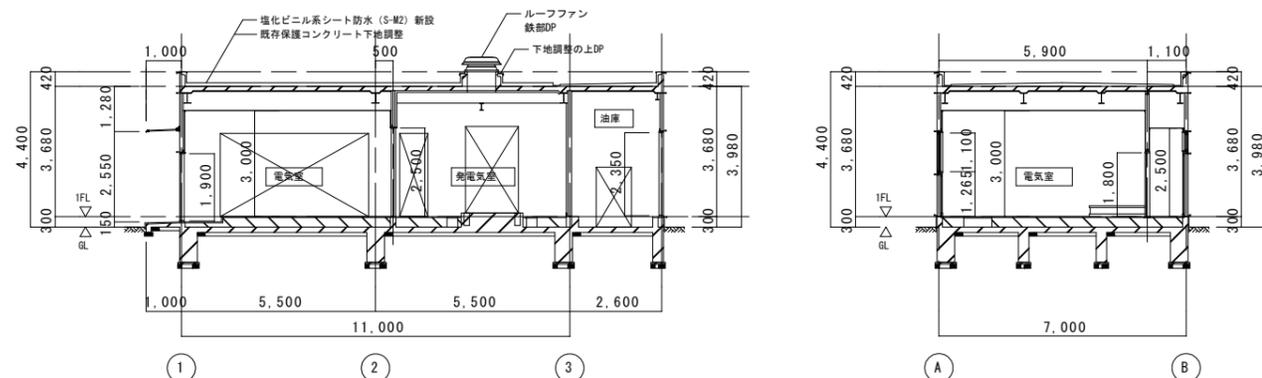
断面図 (改修前)



a - a 断面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

b - b 断面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

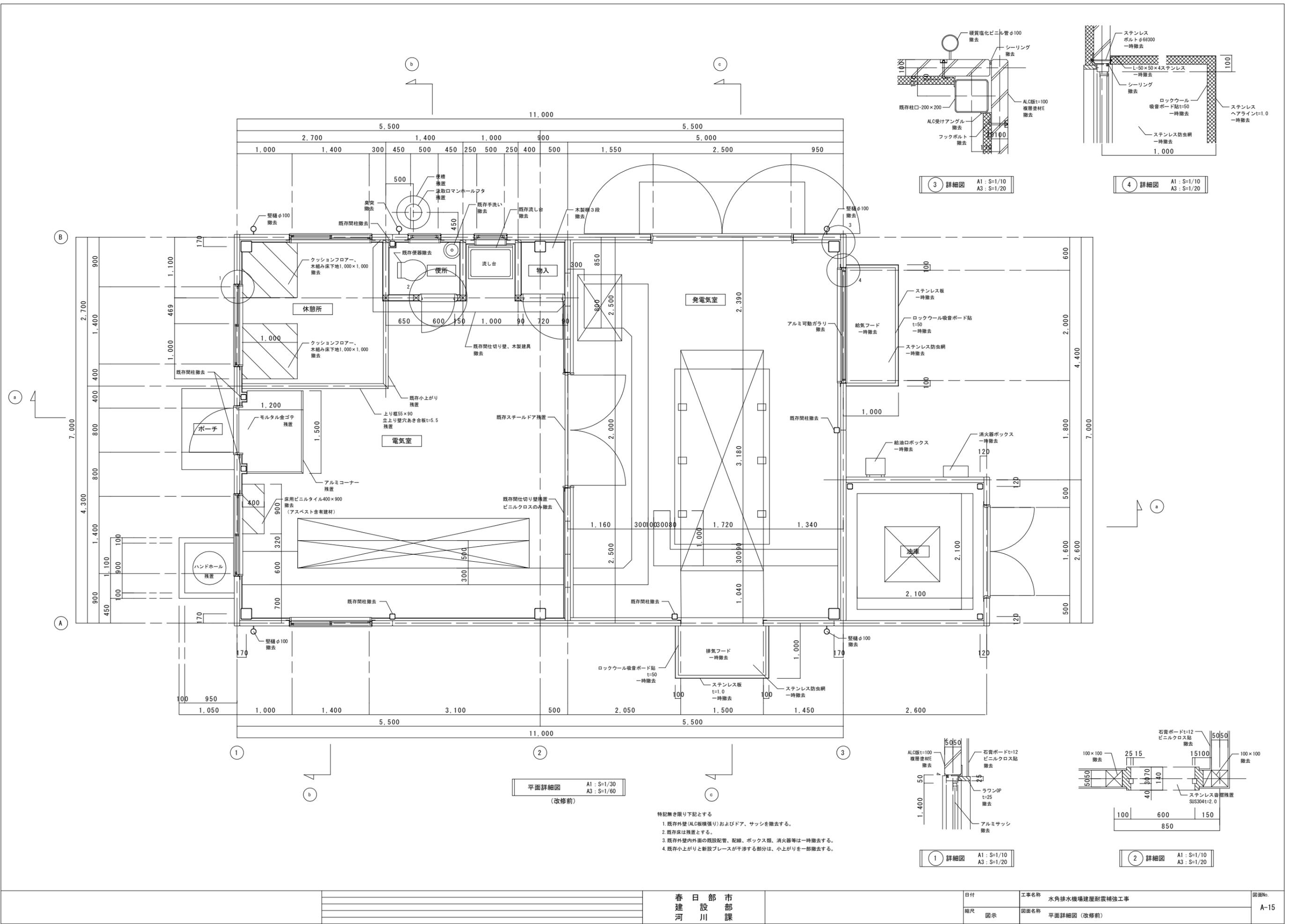
断面図 (改修後)



a - a 断面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

b - b 断面図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

建具表 (改修後) A1: S=1/50 A3: S=1/100		① 30 両開きスチールドア (防火設備) 100		② 30 両開きスチールドア (ガラリ付) (防火設備) 100		③ 30 既存両開きスチールドア 防音ドア 残置 120	
図							
場所	発電機室 1			油庫 1			発電機室 1
材質	スチール 耐候性塗料塗り DP (1級)			スチール 耐候性塗料塗り DP (1級)			スチール 合成樹脂調合ペイント SOP
硝子	—			—			—
付属金物	レバーハンドル ビボットヒンジ シリンダー本締錠 順位調整器 ドアクローザー フランス落し			レバーハンドルシリンダー錠 丁番 固定ガラリFD付 順位調整器 ドアクローザー フランス落し			角形ケースハンドル ビボットヒンジ シリンダー本締錠 ドアクローザー フランス落し
備考	アルミ額縁 (三方) ステンレス沓摺			アルミ額縁 (三方) ステンレス沓摺			アルミ額縁 (三方) ステンレスクツツリ 防音ドア (グラスウール充填)
図	① 70 片開きアルミドア 100	① 70 引違いアルミサッシ 70	② 70 滑り出しアルミサッシ 70	① 70 アルミ可動ガラリ 60	① 70 片開きフラッシュ戸 40	② 70 片開きフラッシュ戸 40	
図							
場所	電気室 1	電気室、休憩室 4	電気室、便所 2	発電機室 1	便所 1	物入 1	
材質	アルミニウム アルマイト仕上	アルミニウム アルマイト仕上 網入り型ガラスt=6.8	アルミニウム アルマイト仕上 網入り型ガラスt=6.8	アルミニウム アルマイト仕上	ポリエステル化粧合板	ポリエステル化粧合板	
硝子	—	—	—	—	小窓 (型ガラス2.0mm)	—	
付属金物	レバーハンドルシリンダー錠 丁番 ドアクローザー	樹脂製網戸 付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式FD付	レバーハンドル付表示付内掛錠 丁番	レバーハンドル付空錠 丁番	
備考	アルミ額縁 (三方) ステンレス沓摺	アルミ水切り	アルミ水切り	アルミ水切り	ステンレス沓摺 既存のまま	ステンレス沓摺 既存のまま	

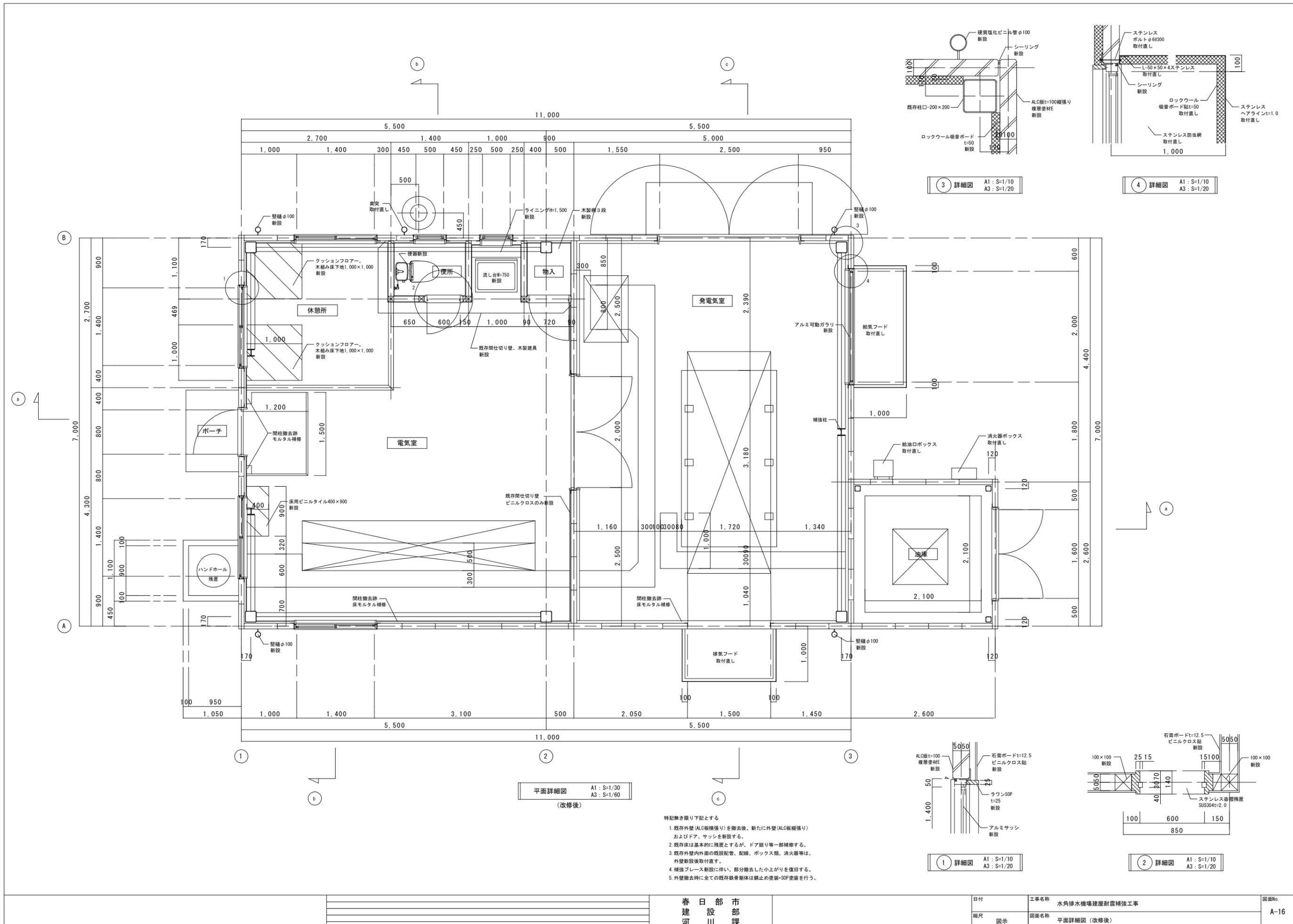


平面詳細図 A1 : S=1/30 A3 : S=1/60 (改修前)

- 特記無き限り下記とする
1. 既存外壁 (ALC板構張り) およびドア、サッシを撤去する。
 2. 既存床は残置とする。
 3. 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は一時撤去する。
 4. 既存小上がりと新設プレースが干渉する部分は、小上がりを一部撤去する。

1 詳細図 A1 : S=1/10 A3 : S=1/20

2 詳細図 A1 : S=1/10 A3 : S=1/20



平面詳細図 A1: S=1/30 A3: S=1/60 (改修後)

3 詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

4 詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

1 詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

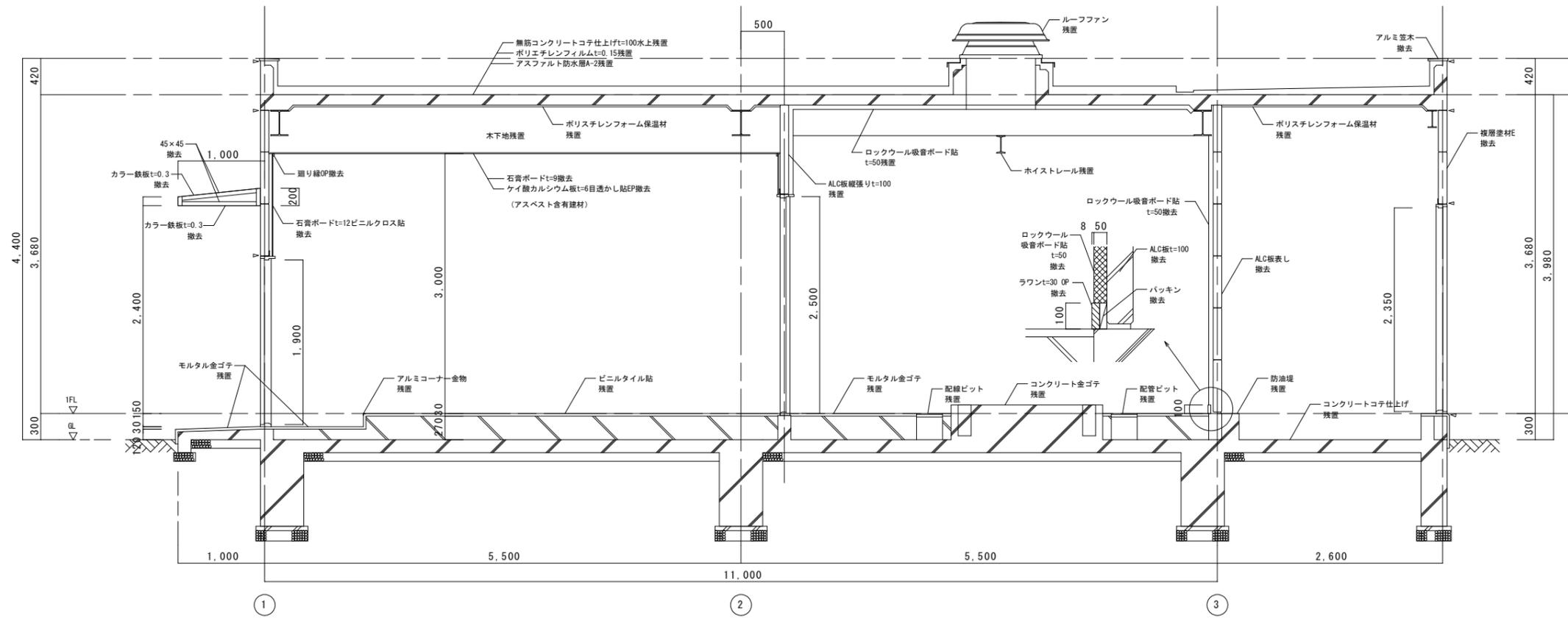
2 詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

- 特記無き限り下記とする
- 既存外壁 (ALC板横張り) を撤去後、新たに外壁 (ALC板縦張り) およびドア、サッシを新設する。
 - 既存床は基本的に残置とするが、ドア開り等一部補修する。
 - 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は、外壁新設後取付直す。
 - 補強ブレース新設に伴い、部分撤去した小上がりを復旧する。
 - 外壁撤去時に全ての既存鉄骨躯体は錆止め塗装・SOP塗装を行う。

春日部市
建設部
河川課

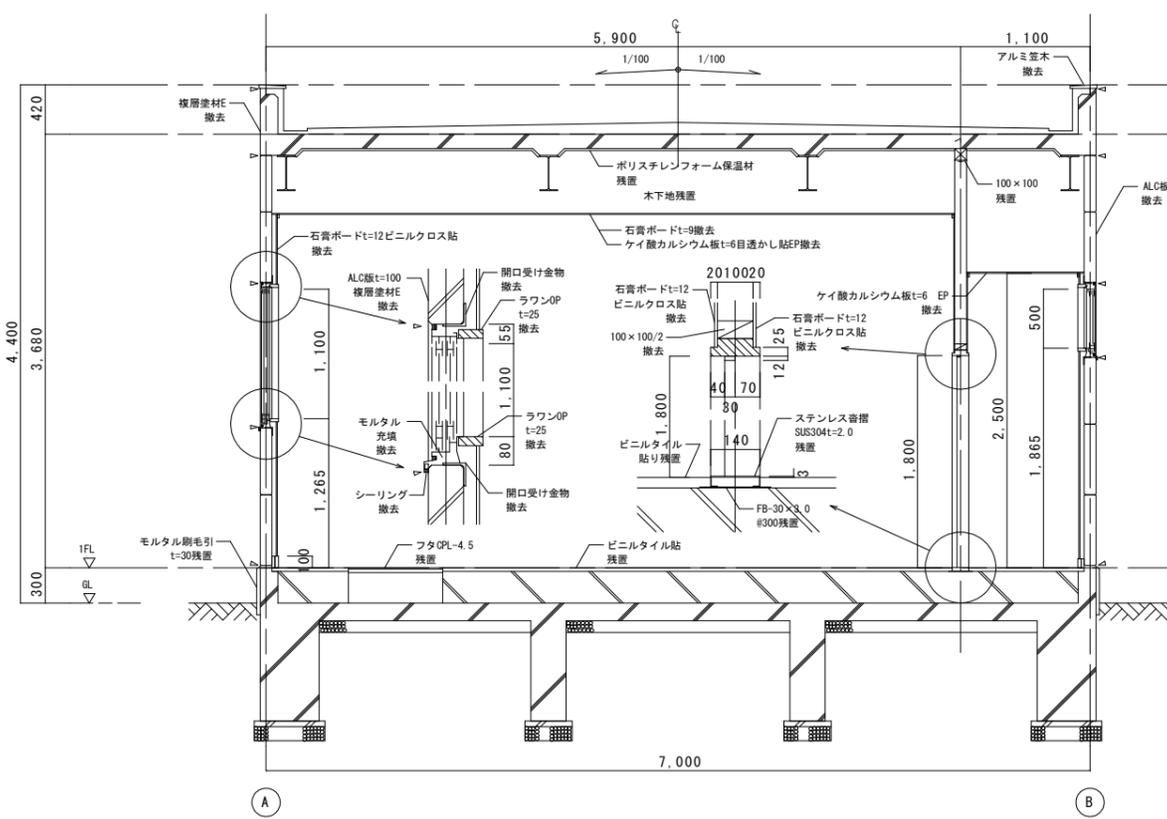
日付
縮尺 図示
工事名称 水角排水機建屋耐震補強工事
図面名称 平面詳細図 (改修後)

図面No. A-16

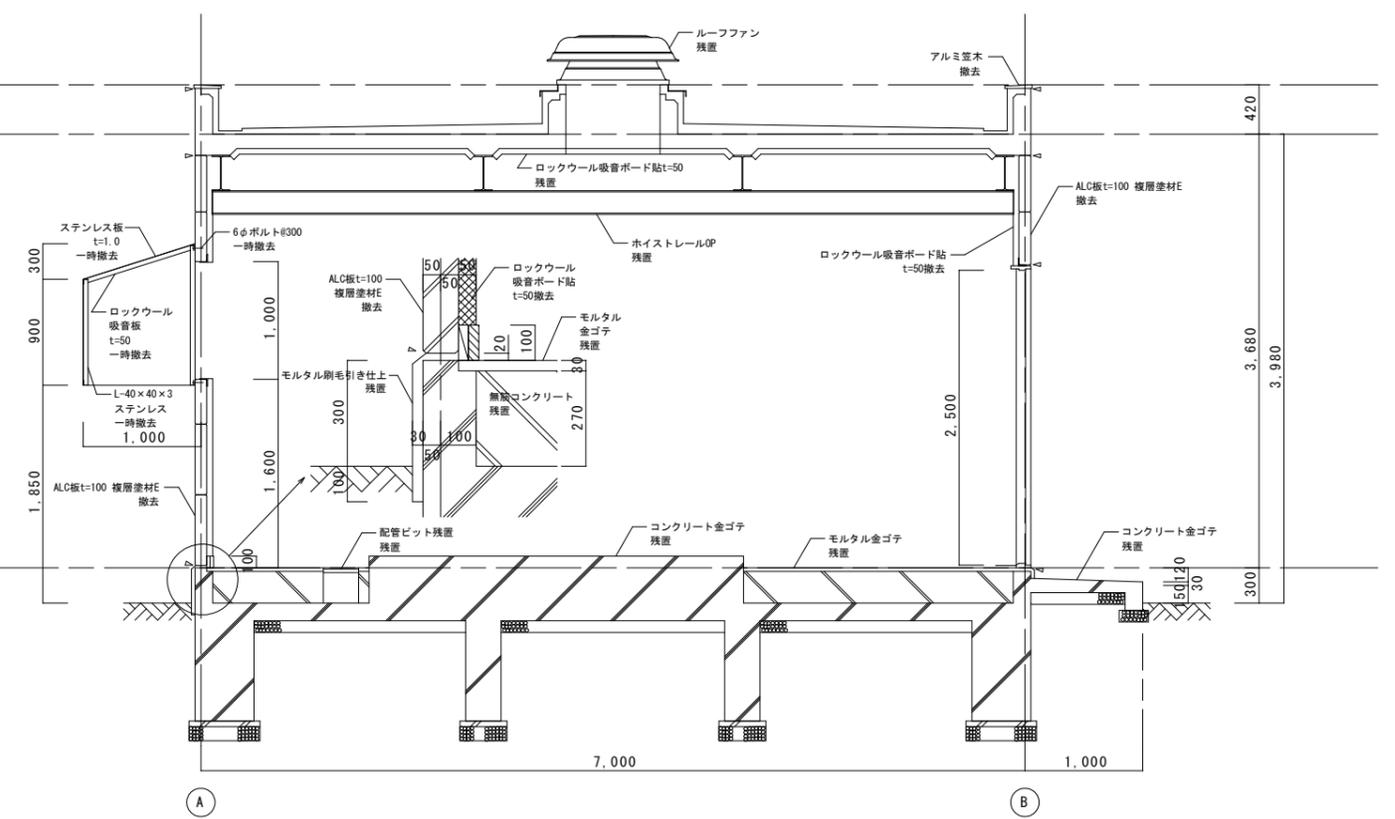


断面詳細図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修前)

- 特記無き限り下記とする
1. 既存外壁 (ALC板横張り) およびドア、サッシを撤去する。
 2. 既存床は残置とする。
 3. 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は一時撤去する。



断面詳細図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修前)

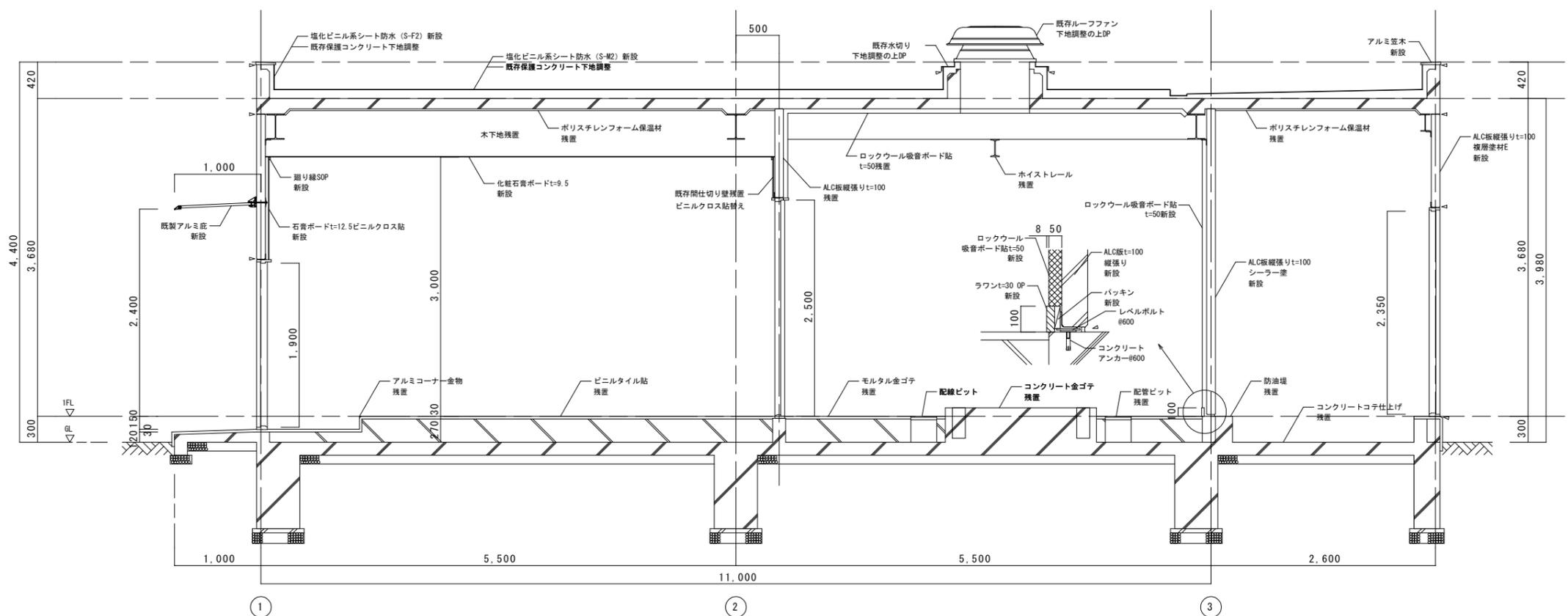


断面詳細図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修前)

春日部市
建設部
河川課

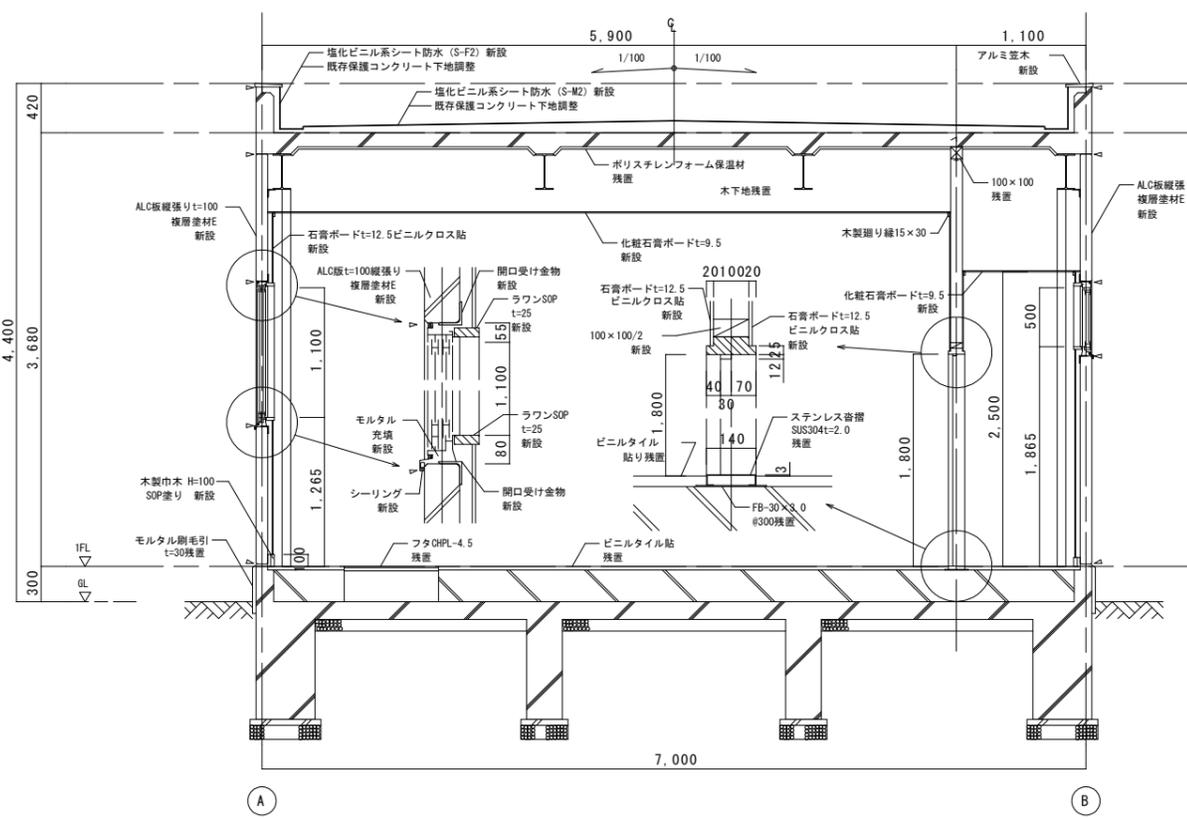
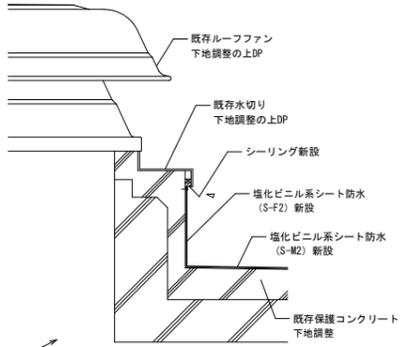
目付 工事名称 水角排水機場建屋耐震補強工事
縮尺 A1 : S=1/30 図面名称 断面詳細図 (改修前)
A3 : S=1/60

図面No. A-17

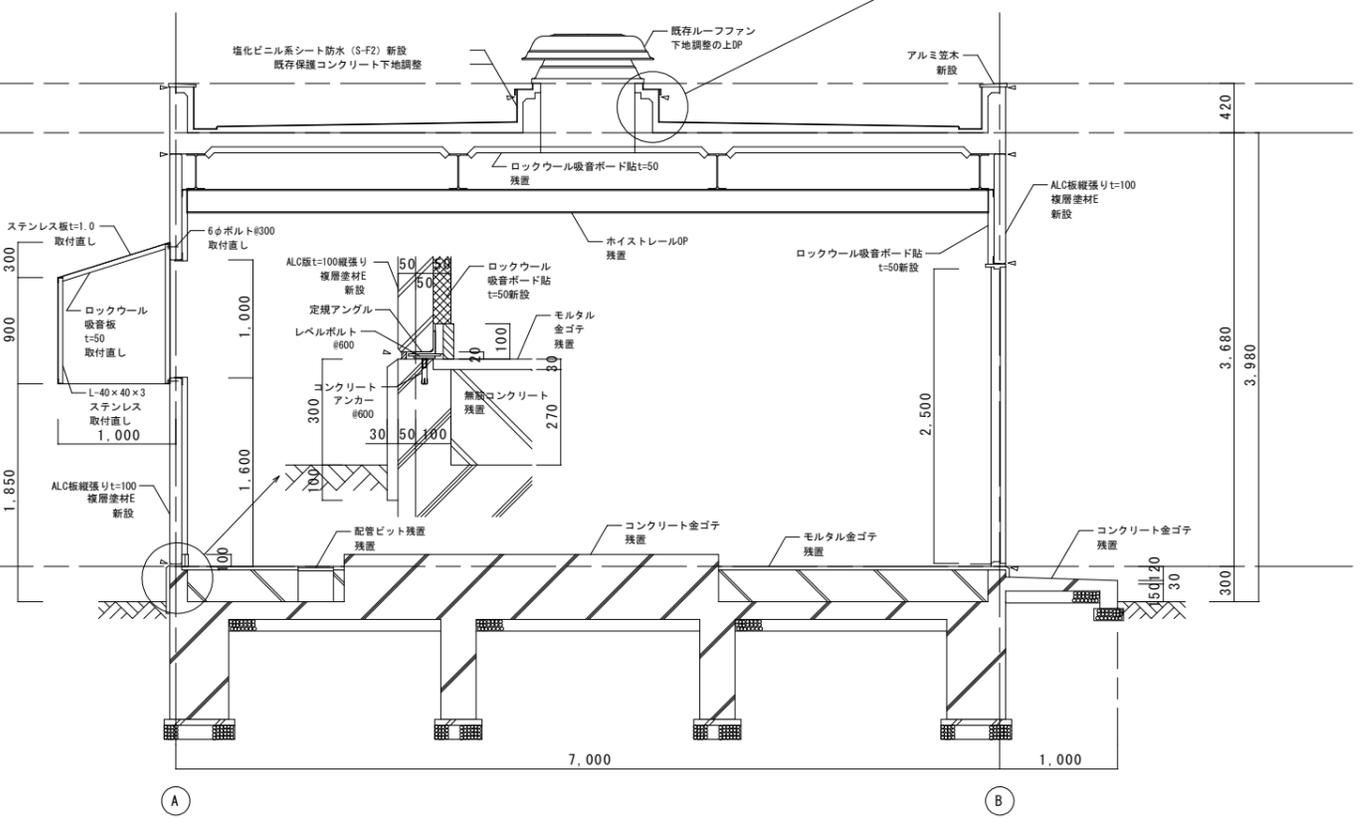


断面詳細図 A1: S=1/30
A3: S=1/60
(改修後)

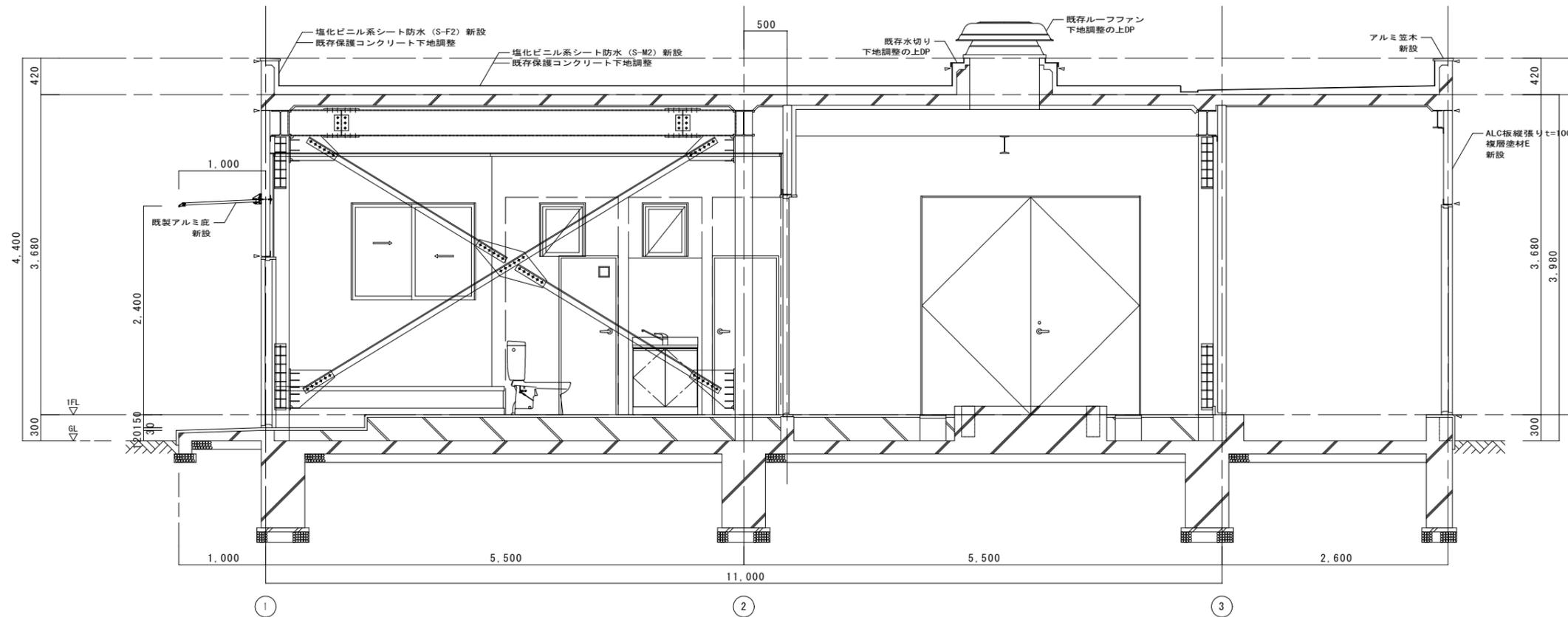
- 特記無き限り下記とする
1. 既存外壁 (ALC板張り) を撤去後、新たに外壁 (ALC板張り) およびドア、サッシを新設する。
 2. 既存床は基本的に残置とするが、ドア廻り等一部補修する。
 3. 既存外壁内外面の既設配管、配線、ボックス類、消火器等は、外壁新設後取付直す。
 4. 補強ブレース新設に伴い、部分撤去した小上りを復旧する。
 5. 外壁撤去時に全ての既存鉄骨躯体は錆止め塗装+SOP塗装を行う。



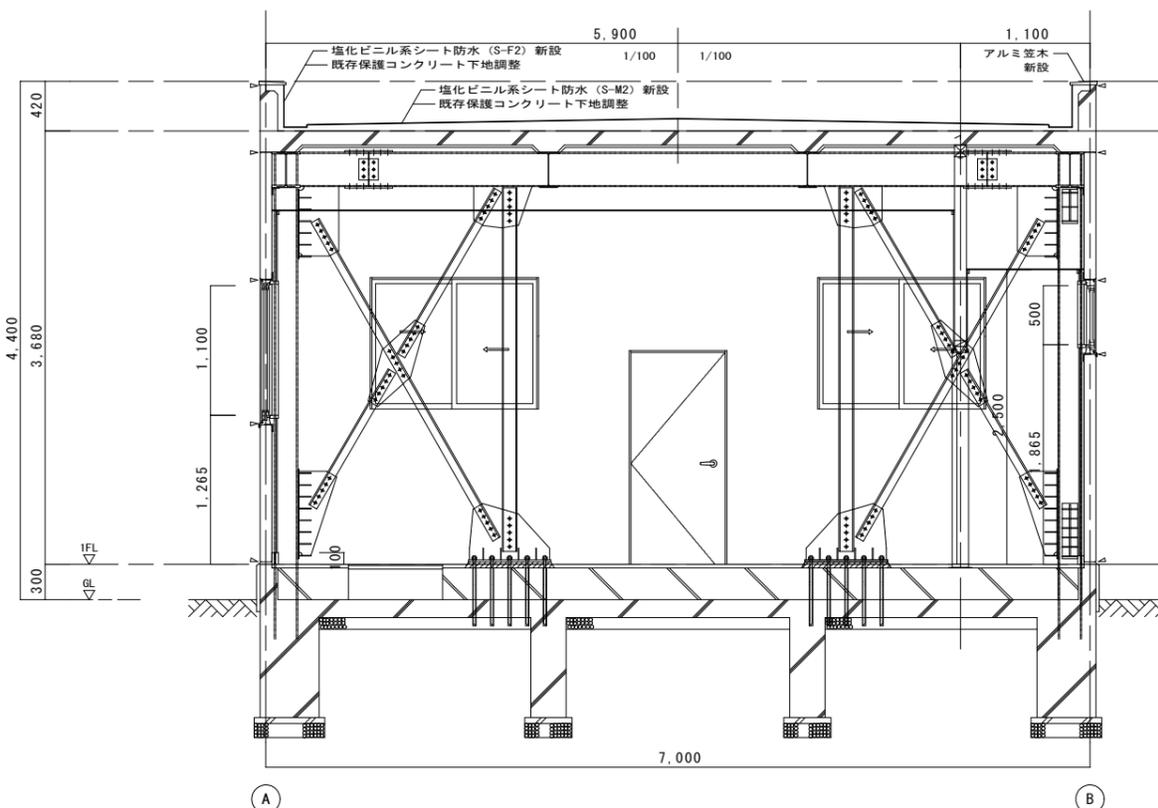
断面詳細図 A1: S=1/30
A3: S=1/60
(改修後)



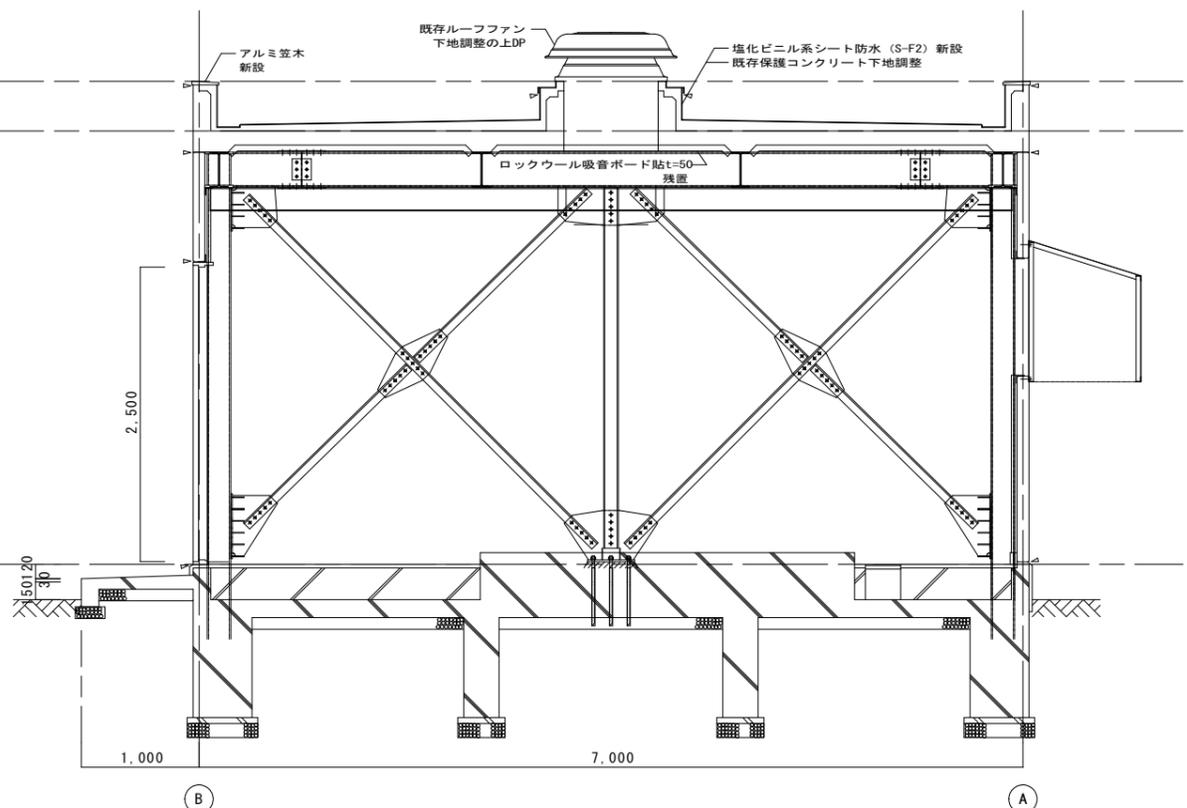
断面詳細図 A1: S=1/30
A3: S=1/60
(改修後)



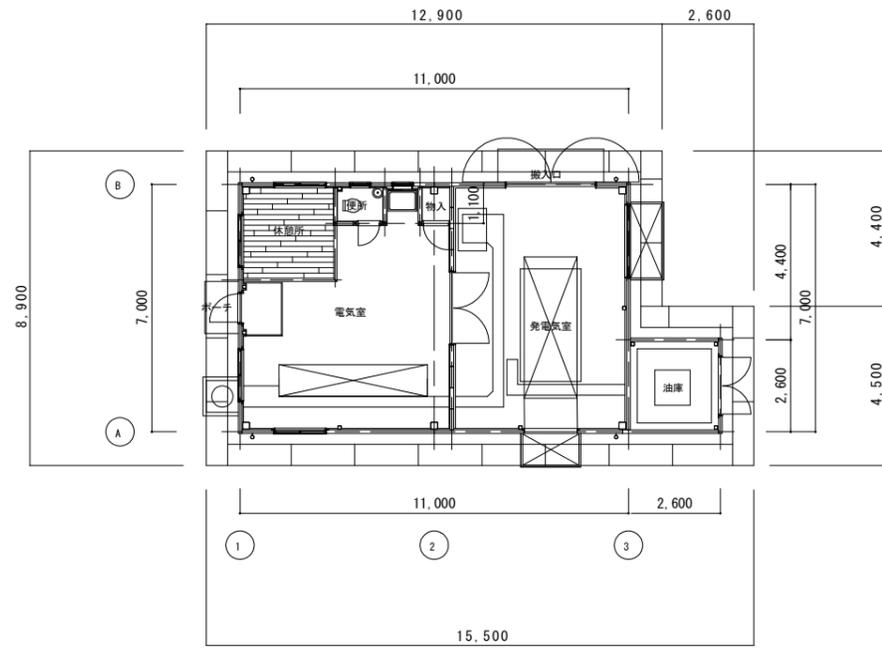
電気室日通り面展開図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修後)



電気室1通り面展開図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修後)

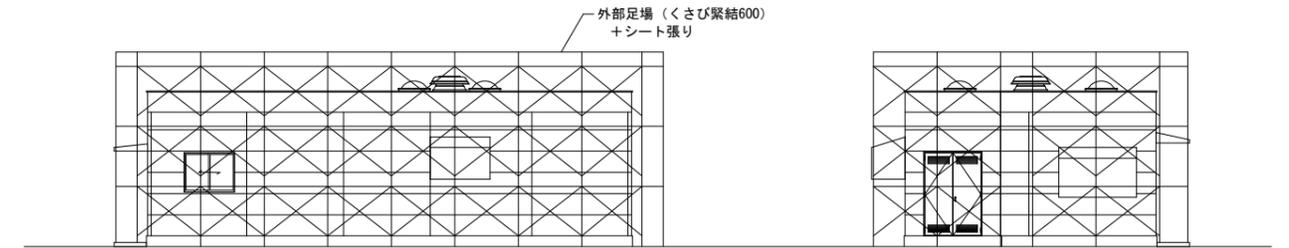


発電機室3通り面展開図 A1 : S=1/30
A3 : S=1/60
(改修後)



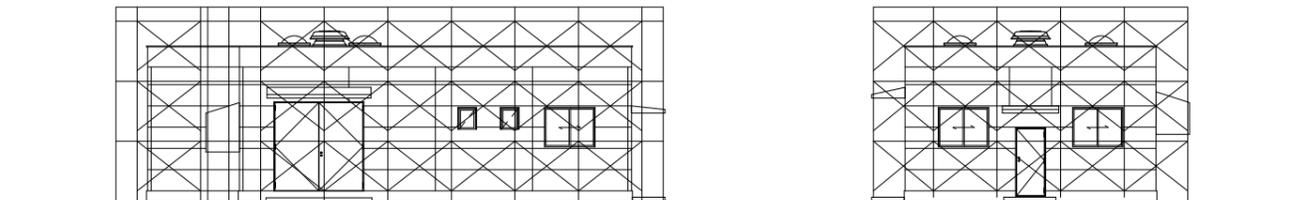
仮設計画平面図 A1 : S=1/100
A3 : S=1/200

外部足場 (くさび緊結600)



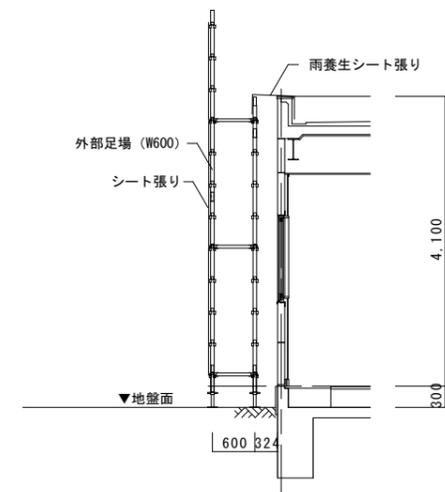
仮設計画東側立面図 A1 : S=1/100
A3 : S=1/200

仮設計画北側立面図 A1 : S=1/100
A3 : S=1/200

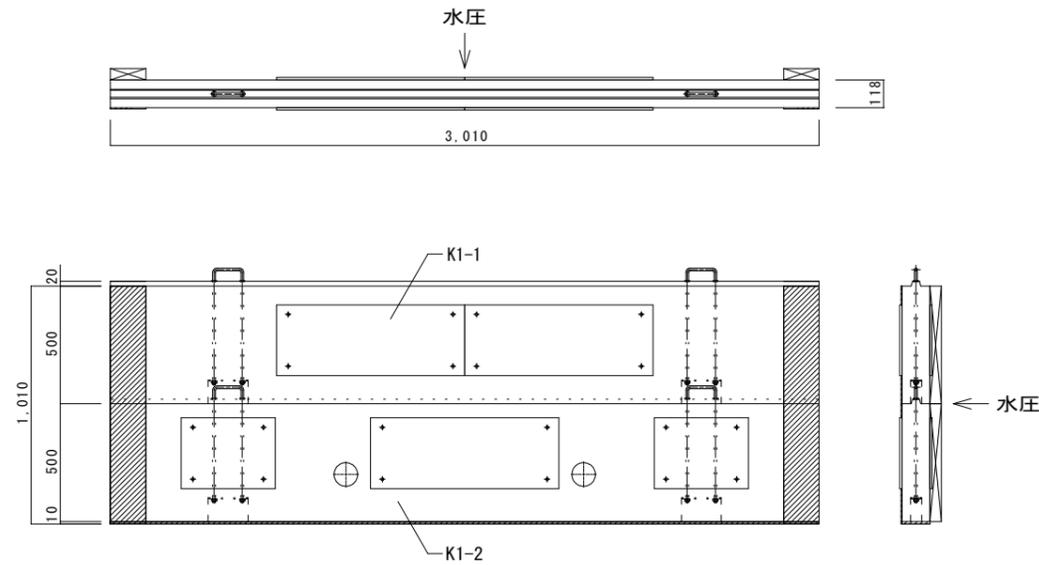


仮設計画西側立面図 A1 : S=1/100
A3 : S=1/200

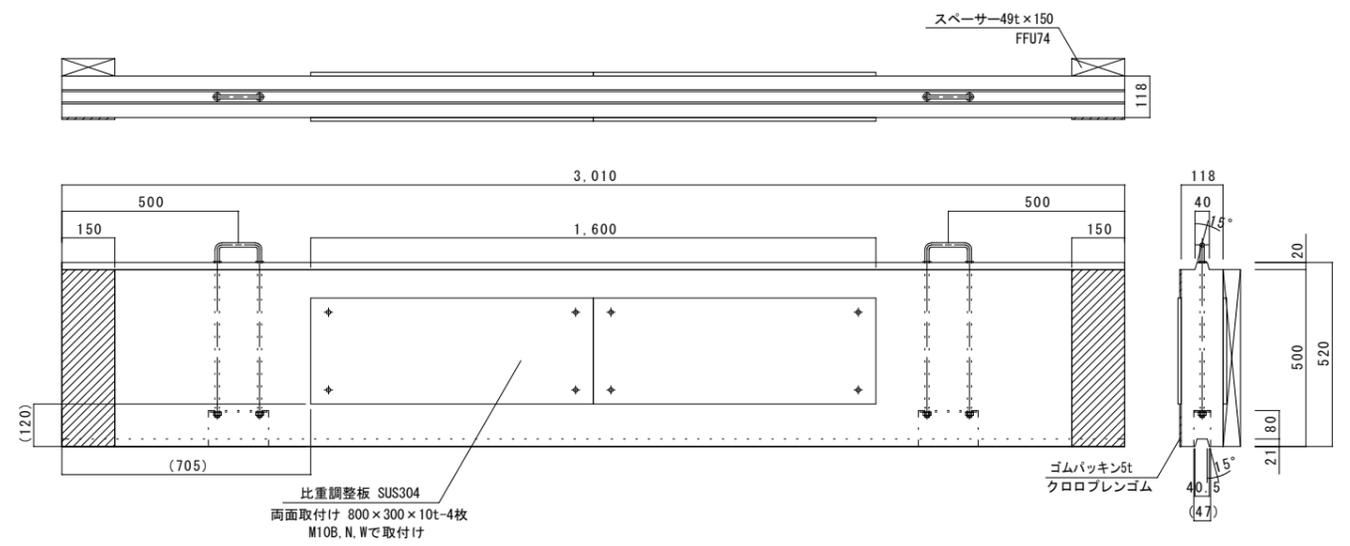
仮設計画南側立面図 A1 : S=1/100
A3 : S=1/200



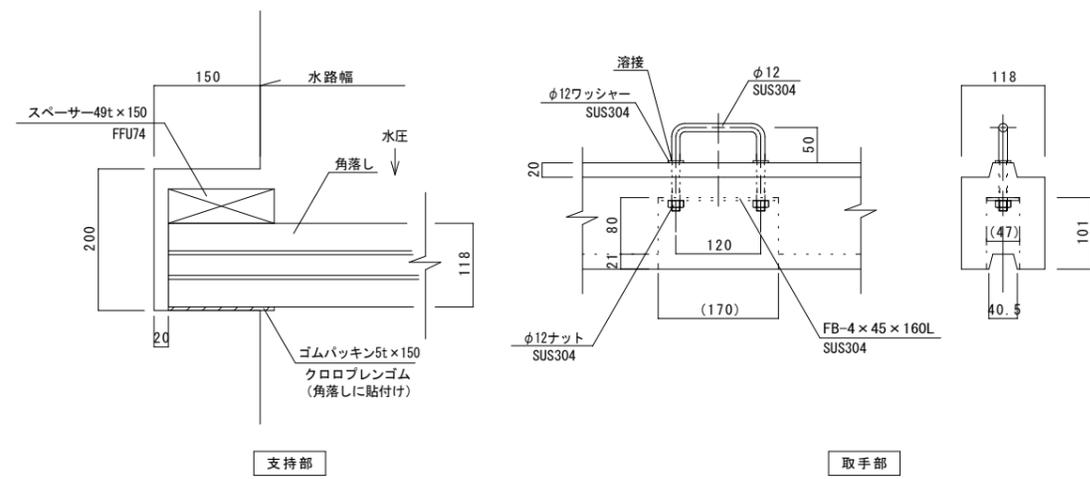
仮設計画断面図 A1 : S=1/50
A3 : S=1/100



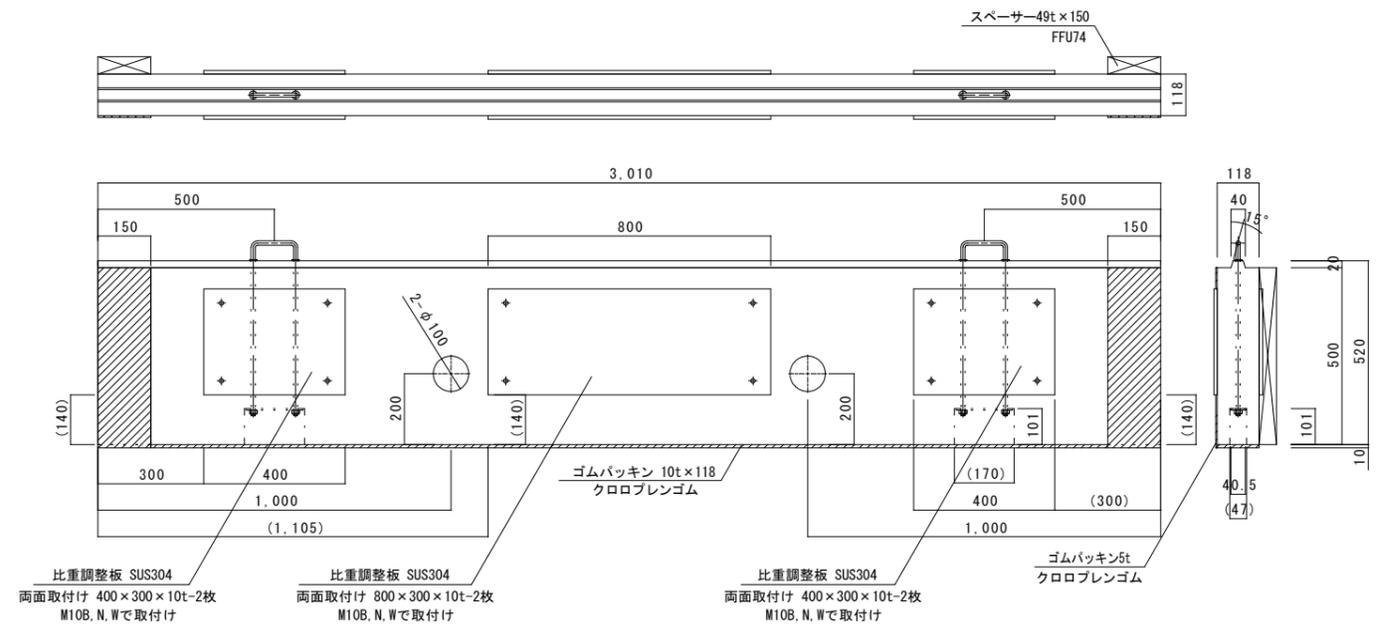
全体図 A1 : S=1/15
A3 : S=1/30



K1-1詳細図 A1 : S=1/10
A3 : S=1/20 参考重量 : 207kg

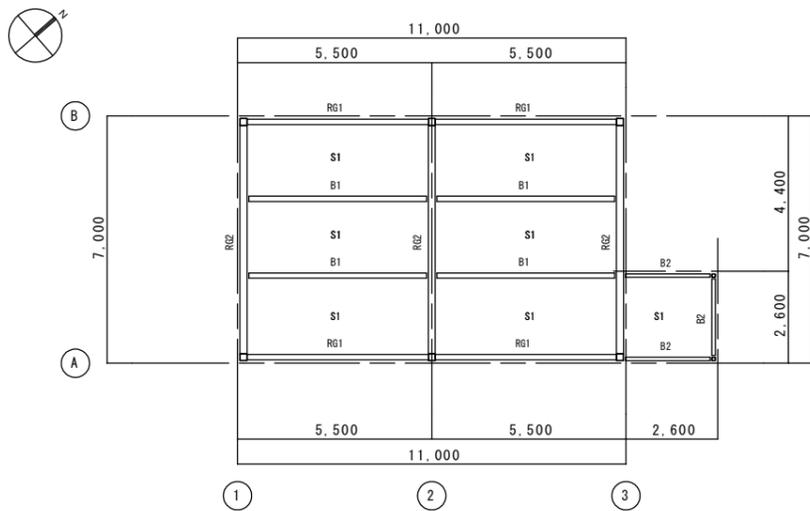


部分詳細図 A1 : S=1/5
A3 : S=1/10

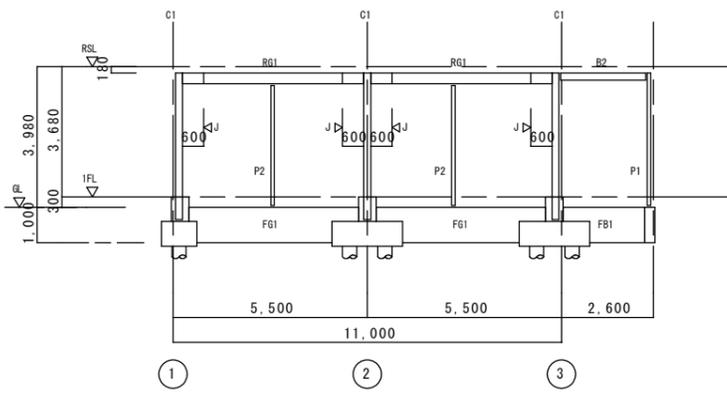


K1-2詳細図 A1 : S=1/10
A3 : S=1/20 参考重量 : 207kg

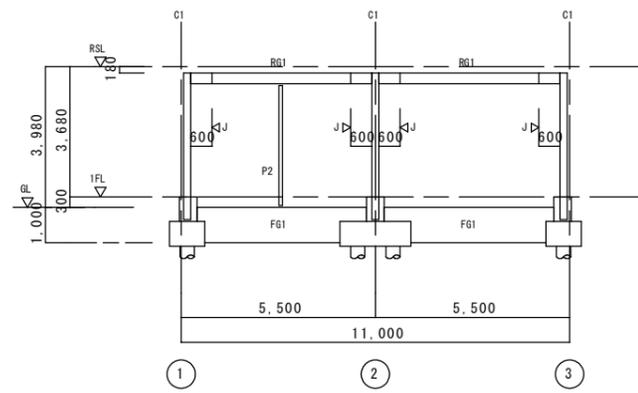
特記事項
 () 寸法は参考値とする。
 材質はガラス長繊維強化硬質ウレタン樹脂発泡体 (FFU74) とする。
 角落しの比重は1.0以上とする。
 合成木材を貼合せ接着する場合は、エポキシ系接着剤を使用する。
 表面はアクリルウレタン塗装 茶色 (L09-30F) とする。



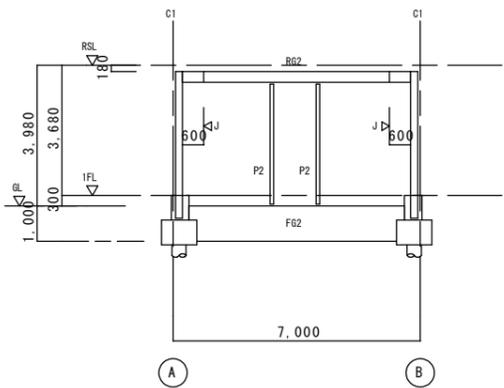
R階伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



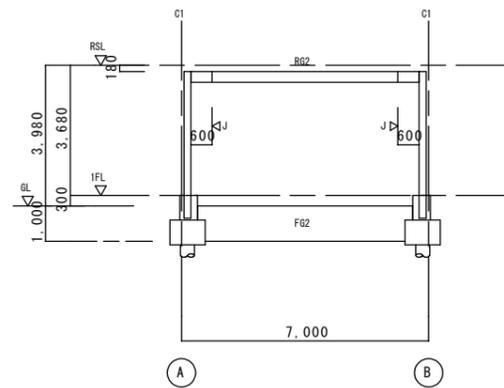
通り軸組図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



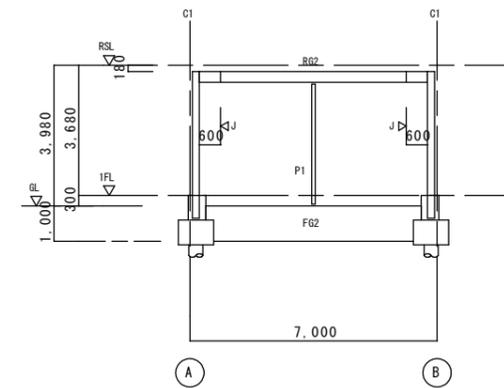
通り軸組図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



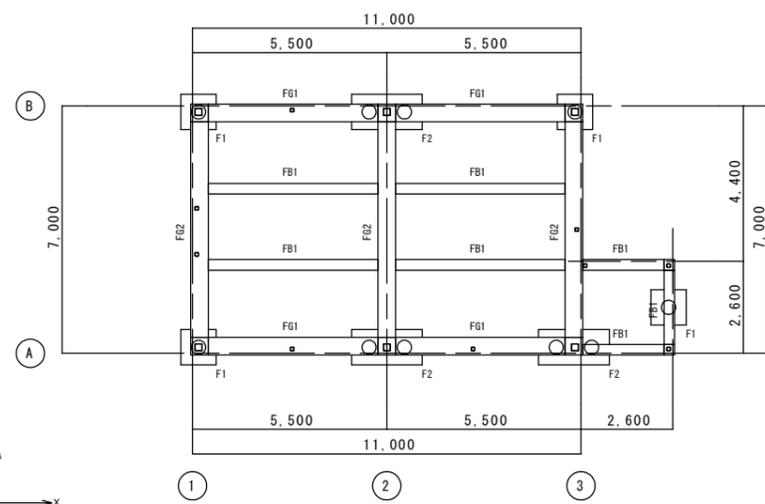
通り軸組図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



通り軸組図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



通り軸組図 A1: S=1/100 A3: S=1/200



基礎伏図 A1: S=1/100 A3: S=1/200

階	符号	配筋	備考
R	S1	D10-#200ダブル	モチアミ

階	符号	材質	部材	備考
R	C1	SM490A	□-200×200×12	

特記無き限り
1. 巾止め筋はD10#600とする。

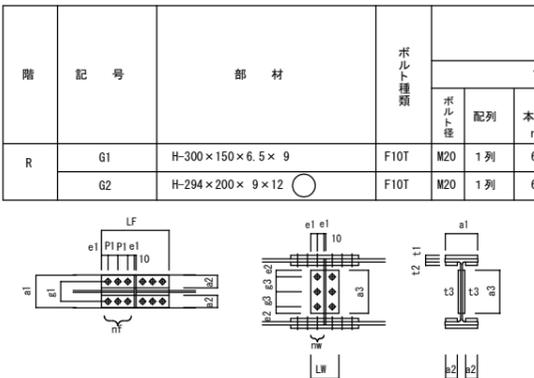
符号	FG1			FG2		FB1	
	位置	外端	中央	内端	端部	中央	端部
断面							
BxD		500 x 1,000			500 x 1,000		300 x 1,000
上端筋		4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	3-D22
下端筋		4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	4-D22	3-D22
STP		2-D10#200			2-D10#200		2-D10#200
腰筋		2-D10			2-D10		2-D10

階	符号	材質	部材	備考
1	C1	SM490A	□-200×200×12	

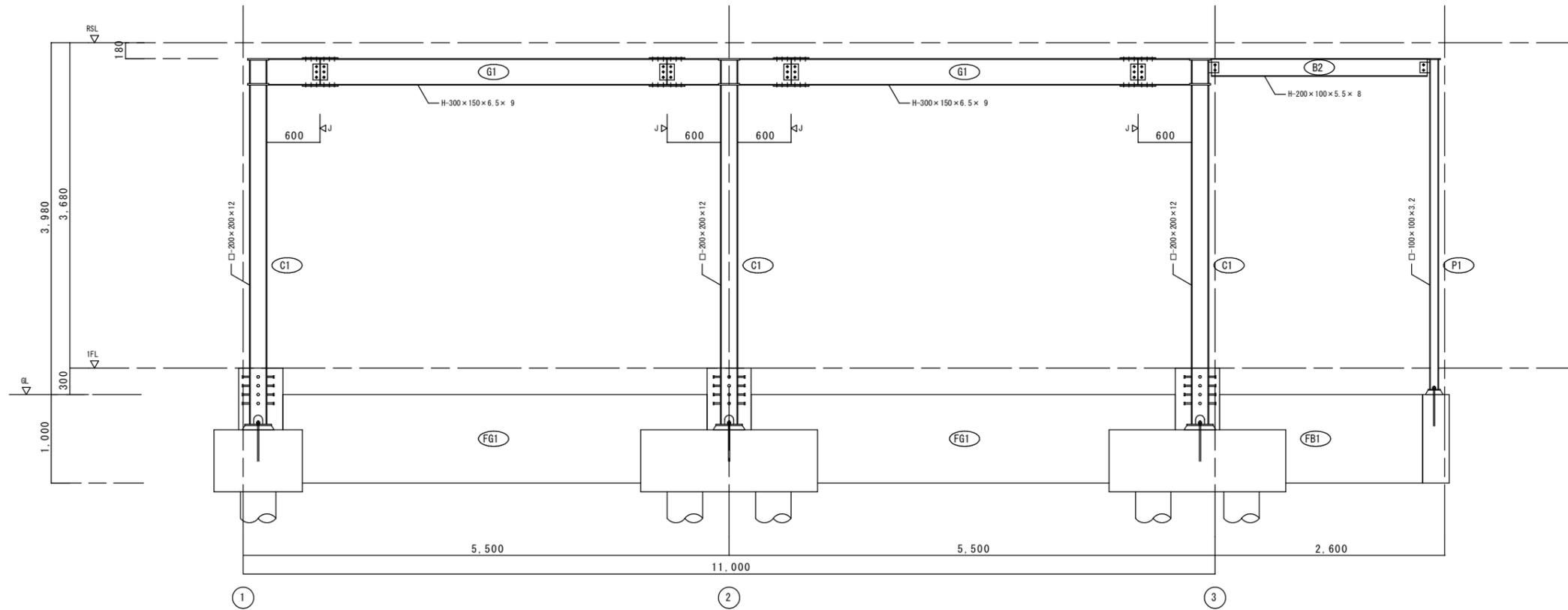
階	符号	材質	部材	備考
R	G1	SS400	H-300×150×6.5×9	
	G2	SM490A	H-294×200×9×12	

符号	材質	部材	備考
B1	SS400	H-300×150×6.5×9	G.PL-6, 2-M16
B2	SS400	H-200×100×5.5×8	G.PL-6, 2-M16
P1	SS400	□-100×100×3.2	
P2	SS400	□-100×100×3.2	

階	記号	部材	ボルト種類	ボルト本数													
				フランジ					ウェブ								
				ボルト径	配列	本数 nf	g1	g2	P1 又は P2	e1	ボルト径	配列	本数 nw	g3	P1	e1	e2
R	G1	H-300×150×6.5×9	F10T	M20	1列	6	90	-	60	40	M20	1列	3	60	-	40	40
	G2	H-294×200×9×12	F10T	M20	1列	6	130	-	60	40	M20	1列	3	60	-	40	40

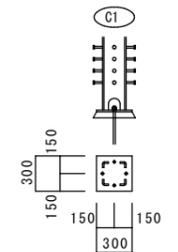


共通事項
所要コンクリート強度210kg/cm²
使用鋼材 SM490A SS400
使用鉄筋 SD295

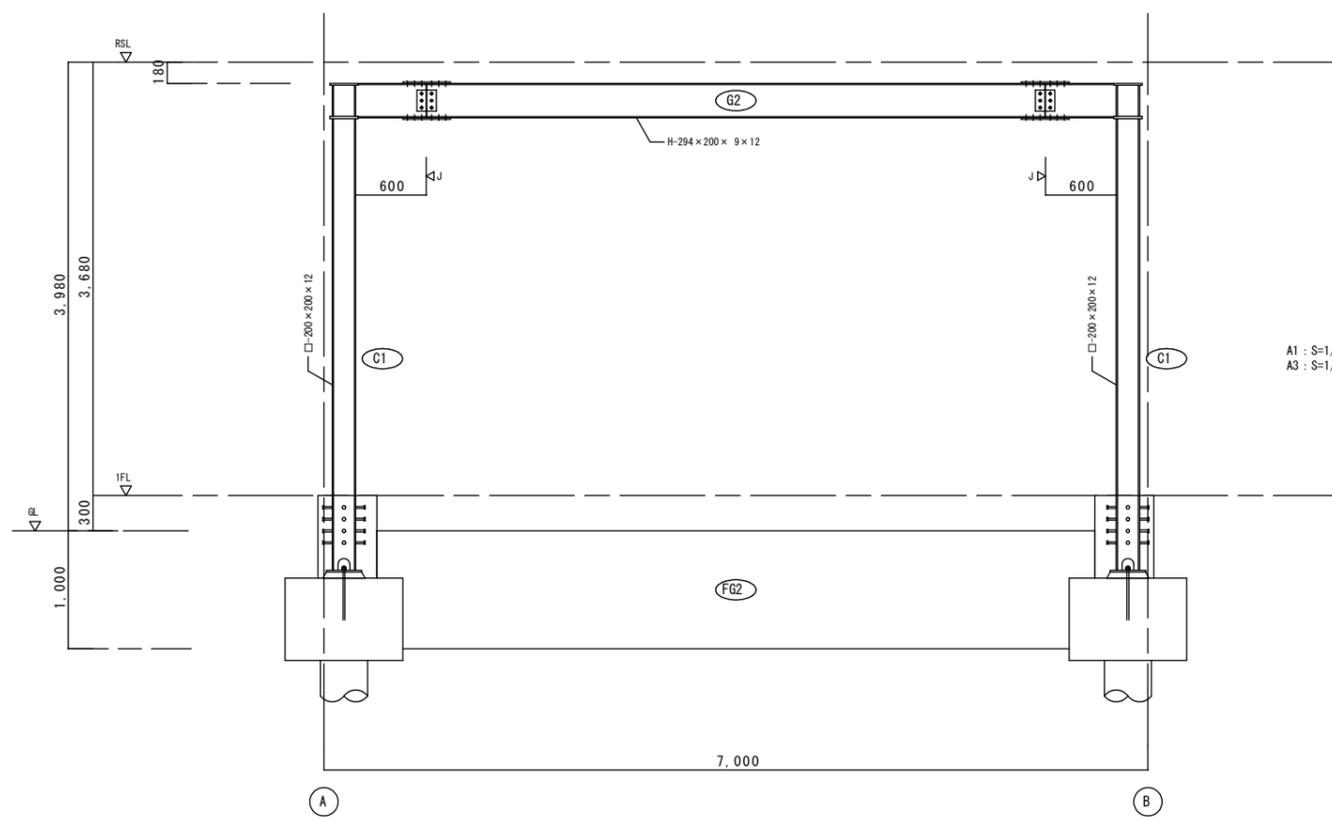


① 通り鉄骨詳細図 A1 : S=1/30 A3 : S=1/60

柱脚リスト A1 : S=1/30 A3 : S=1/60



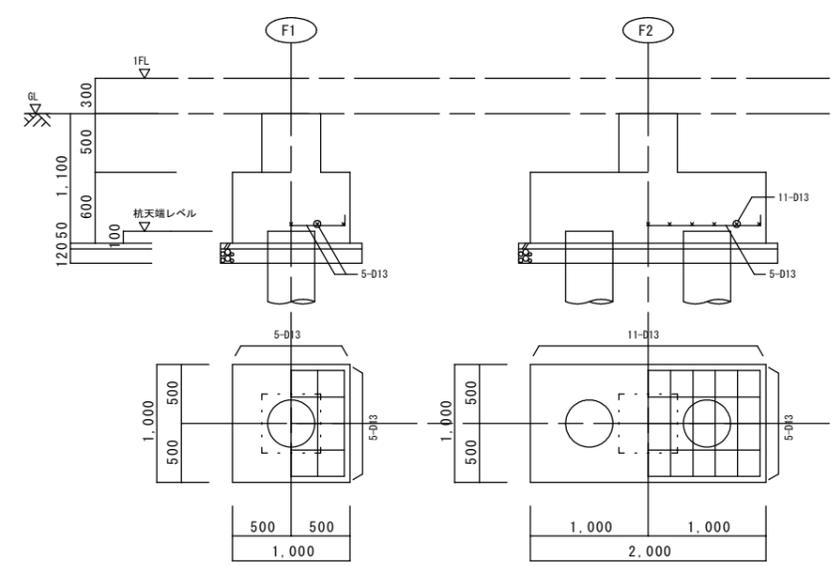
BPL-16 x 300 x 300
 A. BOLT 4-22 φ L=800
 スタッドボルト 4 x 4-16 φ H=80



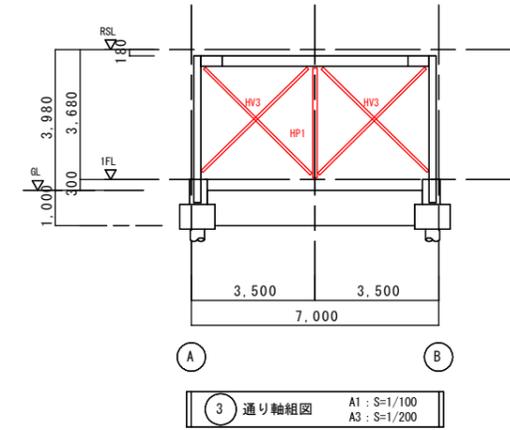
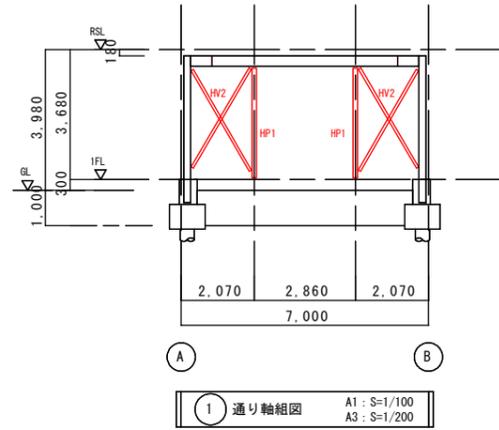
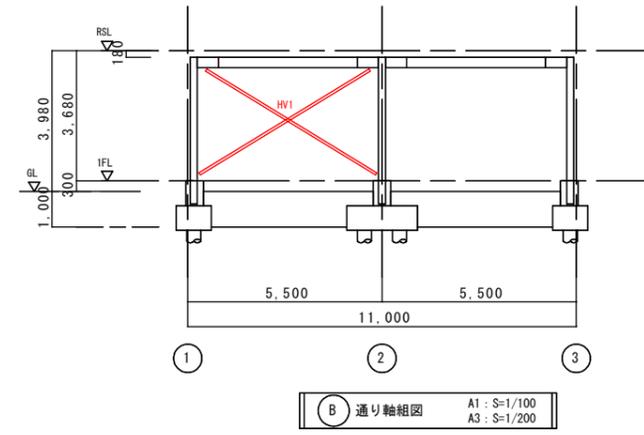
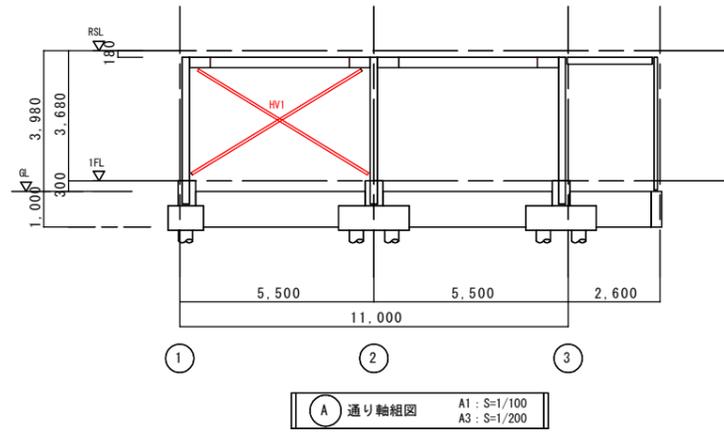
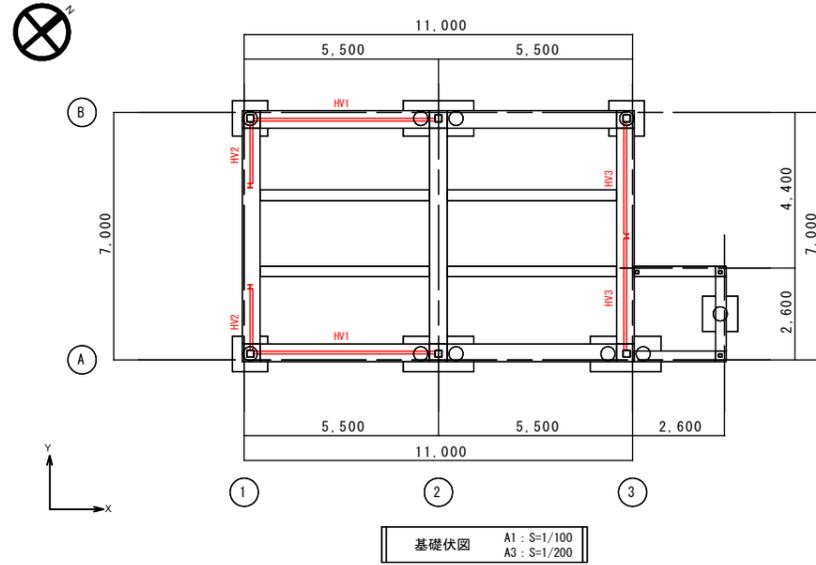
① 通り鉄骨詳細図 A1 : S=1/30 A3 : S=1/60

基礎リスト A1 : S=1/30 A3 : S=1/60

特記無き限り
 1. 杭はPHCパイプ 杭径400mm 杭長42m
 2. 所要杭耐力40t/本

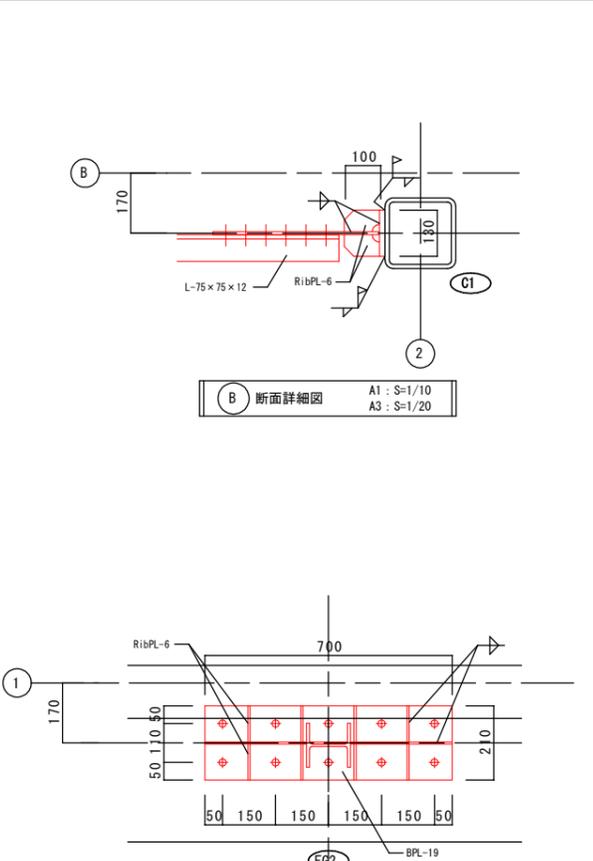
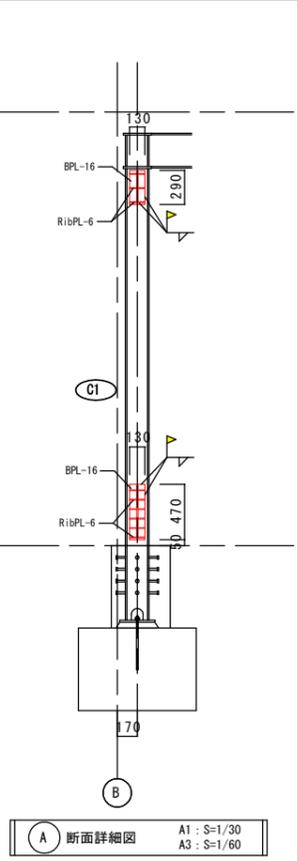
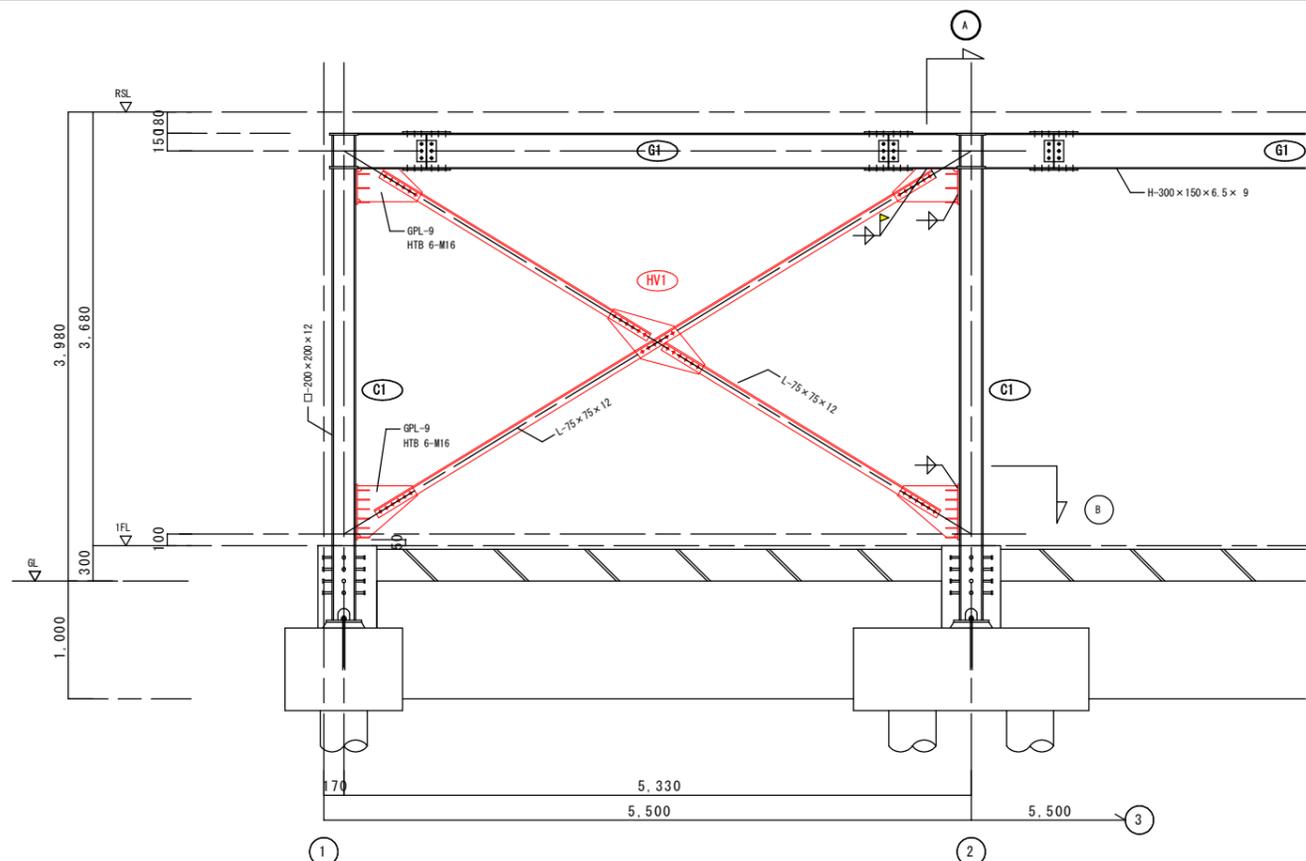


共通事項
 所要コンクリート強度210kg/cm²
 使用鋼材 SM490A SS400
 使用鉄筋 SD295



補強部材リスト			
符号	材質	部材	備考
HV1	SS400	L-75×75×12	G. PL-9.6-M16
HV2	SS400	L-75×75×9	G. PL-9.5-M16
HV3	SS400	L-75×75×6	G. PL-9.5-M16
HP1	SS400	H-125×125×6.5×9	G. PL-9.5-M20

共通事項
 使用鋼材 SS400
 使用ボルト F10T
 錆止め塗装 A種
 ※破線は既存部材を示す。

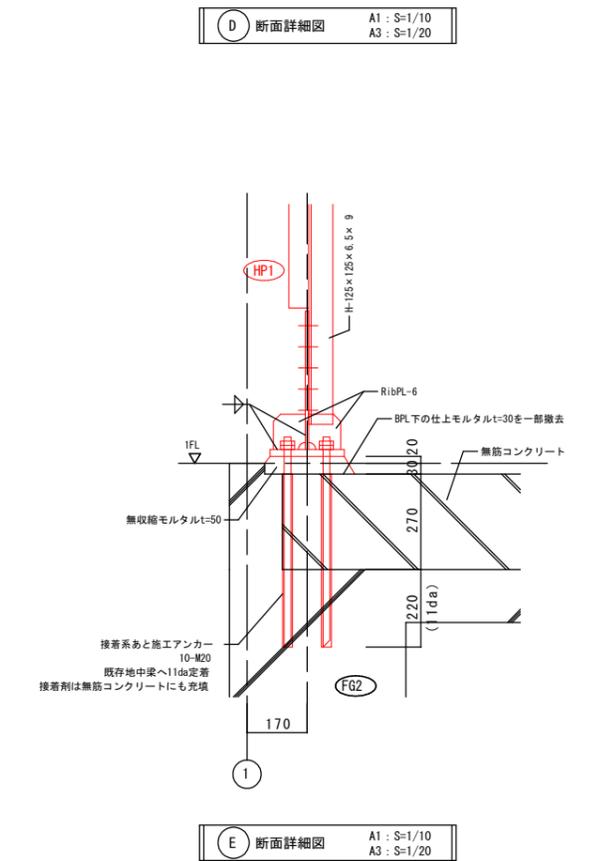
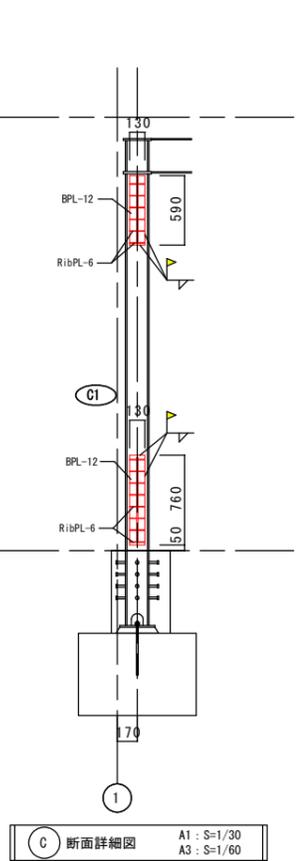
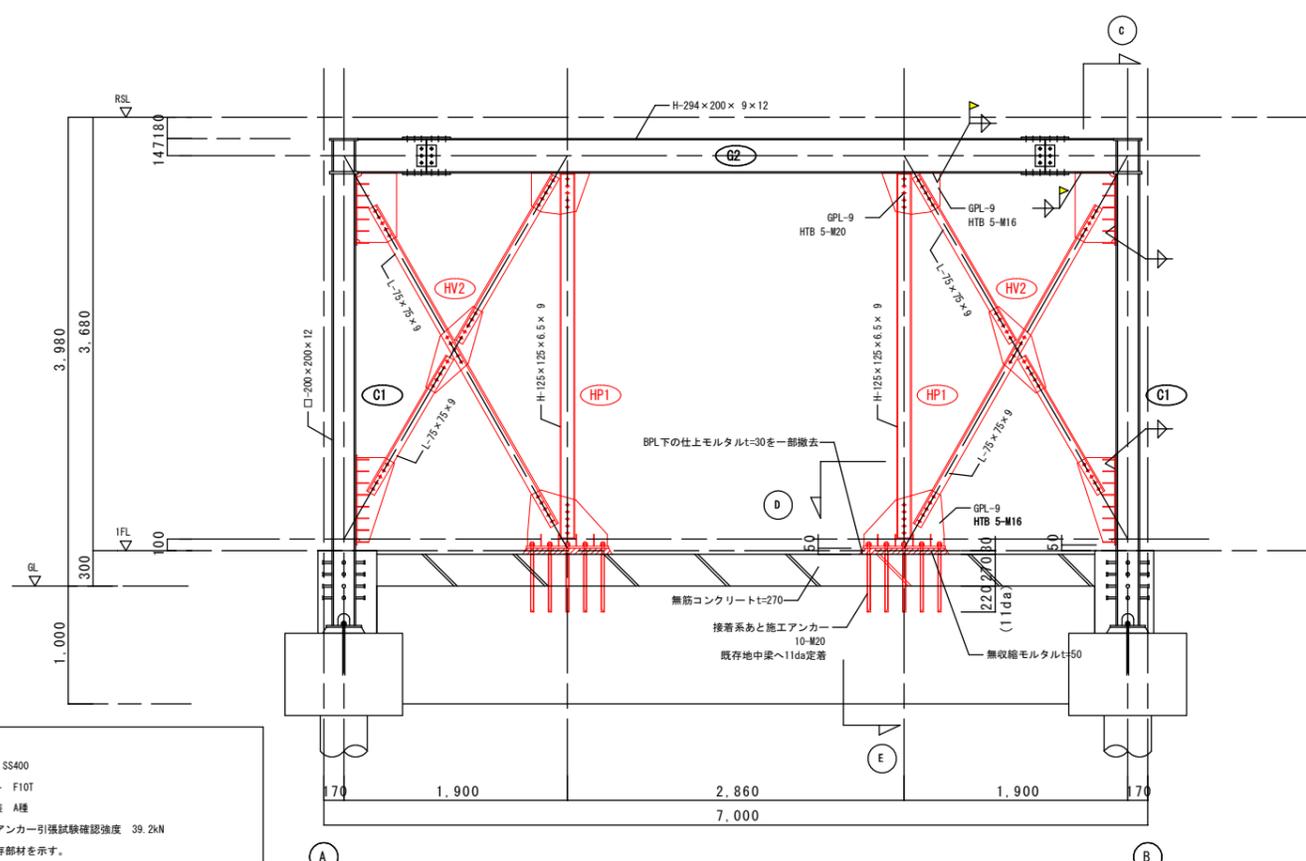


B) 通り鉄骨詳細図 A1: S=1/30 A3: S=1/60 ※A通りはB通りに依る。

A) 断面詳細図 A1: S=1/30 A3: S=1/60

B) 断面詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

D) 断面詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20



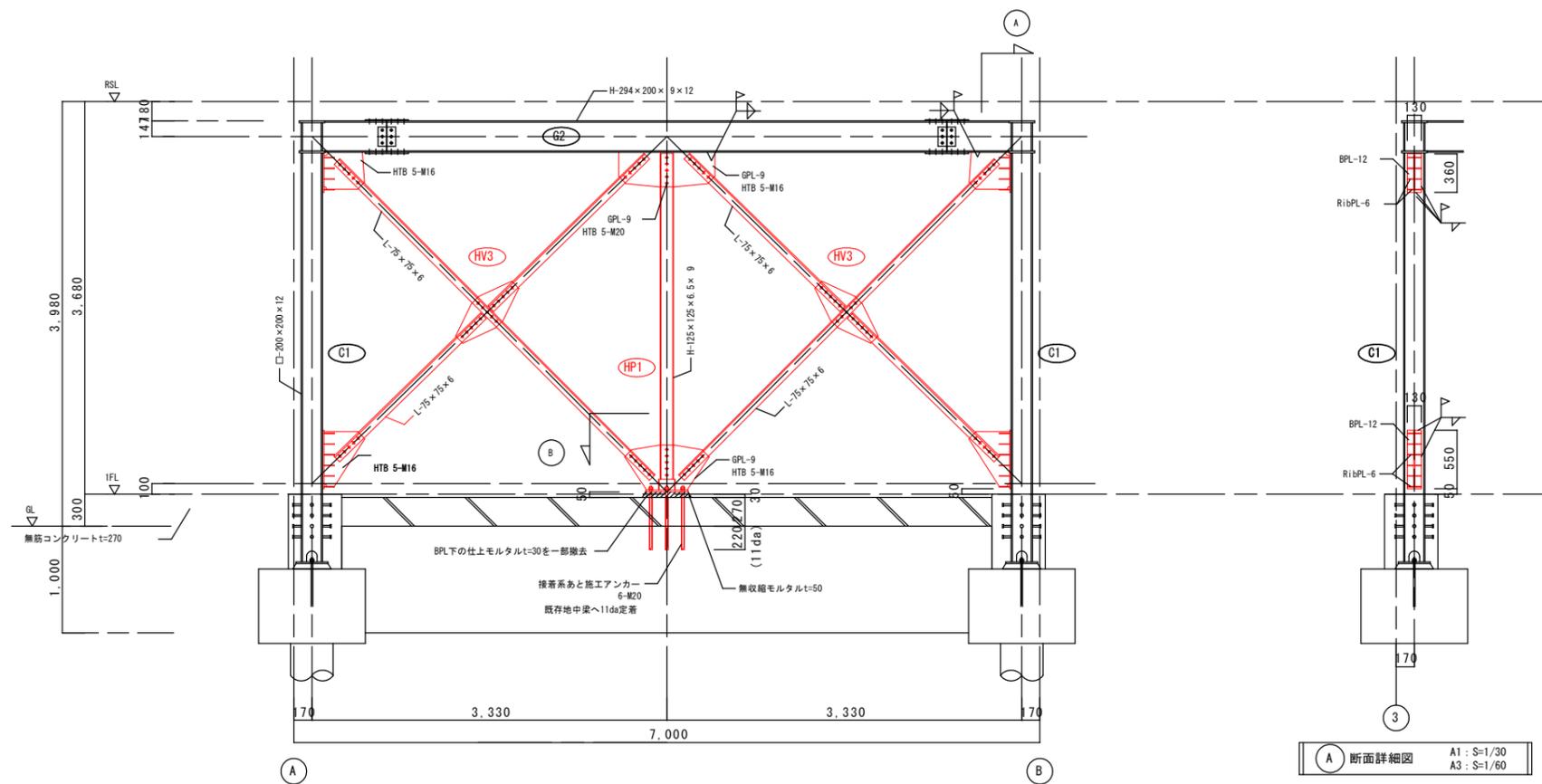
1) 通り鉄骨詳細図 A1: S=1/30 A3: S=1/60

C) 断面詳細図 A1: S=1/30 A3: S=1/60

E) 断面詳細図 A1: S=1/10 A3: S=1/20

共通事項
 使用鋼材 SS400
 使用ボルト F10T
 鎖止め塗装 A種
 あと施工アンカー引張試験確認強度 39.2kN
 ※破線は既存部材を示す。

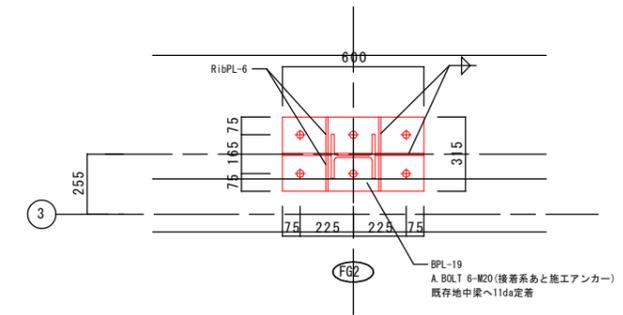
特記無き限り
 1. 隅肉溶接の脚長は接続するプレートの中で、最厚のプレート板厚以上とする。
 ●● 既存部材を示す
 ○○ 補強部材を示す



3 通り鉄骨詳細図 A1 : S=1/30 A3 : S=1/60

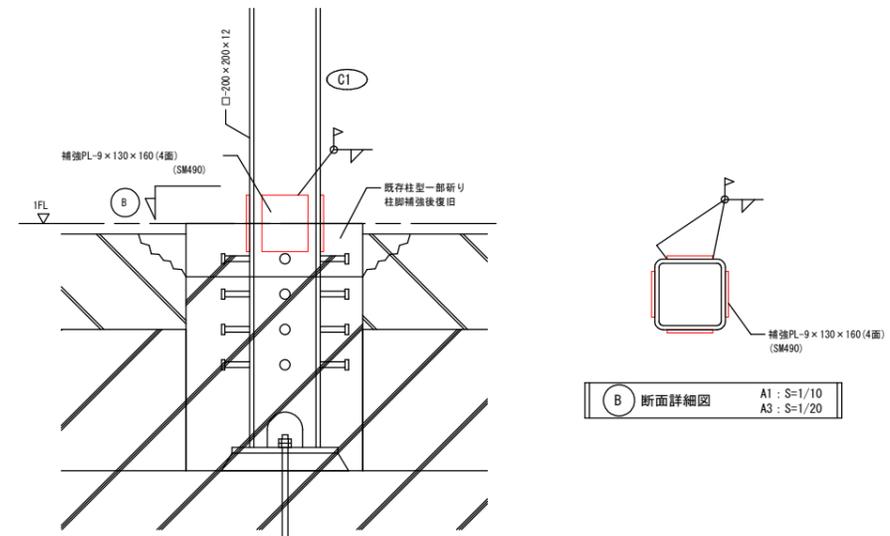
A 断面詳細図 A1 : S=1/30 A3 : S=1/60

B 断面詳細図 A1 : S=1/10 A3 : S=1/20



既存C1柱柱脚補強要領図 A1 : S=1/10 A3 : S=1/20

※改修工事時に全ての既存柱柱脚の腐劣化状況を確認し、断面欠損率が50%以上の場合補強を行う。



B 断面詳細図 A1 : S=1/10 A3 : S=1/20

共通事項
 使用鋼材 SS400
 使用ボルト F10T
 錆止め塗装 A種
 ※赤色は補強部材を示す。

特記無き限り
 1. 隅肉溶接の脚長は接続するプレートの中で、最薄層のプレート板厚以上とする。

建築電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要
1.1 工事名 水角排水機場建屋耐震補強工事
1.2 工事場所 春日部市水角5-2
1.3 工期 契約確定日から令和8年3月13日まで
現場施工期間 令和年月日から令和年月日まで
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。
1.4 工事項目 (○印の付いたものを適用する)

Table with 2 columns: Item Name and Description. Includes items like 電灯設備, 動力設備, 電熱設備, etc.

- 1.5 指定部分 ○ 無 ・有 (工期:令和 年 月 日)
1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、(○現場施工に着手するまで(現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的に中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 1.7 建物概要
鉄骨造 地上1階建て 延べ83.76㎡
1.8 工事概要
外壁・内装改修に伴う電灯設備撤去復旧工事
1.9 同時期発注の関連工事 ○ 建築工事 ○ 機械設備工事

- 2 工事仕様
2.1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市電気設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁業務部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(以下「標準仕様書等」という。)及び監督員の指示に従い施工する。
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない、○印とⓂ印の付いた場合は、共に適用する。)

Main specification table with columns: Item, Particulars, Remarks. Includes sections for 1 機械等, 2 施工条件, 3 工事用電力・水, 4 工事用仮設物, 5 足場・さんばし類, 6 監督員事務所, 7 保 険, 8 再使用機材, 9 建設リサイクル法の適用, 10 完成図書の納品, 11 発生材処理.

- 12 金属電線管の塗装
露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で消亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
ただし、見えかきり部の塗装については監督員の指示による。
13 鍵
鍵の鍵は、既存鍵及び別途工事の鍵との整合を確保するものとする。
(1) 管路等の敷設に伴う敷きじ土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
Table with 2 columns: 敷き均し土, 管 種 別.
(2) 地中電線路には、ケーブル埋設機及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。
(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面(舗装する部分では路盤材下面)から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
15 回路の種類
行先別の表示
16 電線の接続
湿度の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻くとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
17 電線管の接続
屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚膜電線管の接続は、防水措置を施したねじなし工法としてもよい。
18 接地工事
漏電遮断機で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のための、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
19 建設発生土の処理
埋戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適地処理する。
20 再生砂・再生砕石
再生アスコン使用
契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1機体の六面クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
21 耐震施工
設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kg]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。
設計用標準水平震度
Table with 4 columns: 設置場所, 機器種別, 特定の施設, 一般の施設.
【備 考】(※1):水槽類には、オйлタンク等を含む。
・配電盤 ・発電装置(防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- 22 あと施工アンカー
機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承認を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
23 はつり及びあと施工アンカー打設
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
24 改修部分の足場
本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A種(特組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省令)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び組木の機能性を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

- 25 壁落制止用器具(フルハーネス型)
※使用を要する 壁落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による
・使用を要しない

- 26 施工計画書
※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける
※総合施工計画書(工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む)
※工種別施工計画書
・電力設備工事 ・受変電設備工事 ・電力貯蔵設備工事
・発電設備工事 ・通信、情報設備工事 ・中央監視制御設備工事
・医療関係設備工事 ・昇降機設備工事
※その他監督員が必要と認めるもの
27 アスベスト事前調査結果の報告
全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
28 その他
(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承認を受ける。
(2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承認後製作する。
(3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を書いた機器仕様書を監督員に提出し、承認後施工する。
(4) 本工事にかかる官公庁への諸手續はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
(5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
(6) 改修工事等を実施する場合は、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
(7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締切に打合せを行うこと。
(8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。
(9) 特に騒音振動など周辺に大きな影響のある工事については、原則として学校では学生滞室に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項 (特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する)

Table with 3 columns: Item, Particulars, Remarks. Includes sections for 1 電灯設備, 2 動力設備, 3 雷保護設備, 4 受変電設備, 5 構内情報通信網設備, 6 電力貯蔵設備, 7 発電設備.

- 8 構内交換設備
局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備(非常放送設備)
(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。
(2) 総合室内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。
(3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備
特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁業務部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。
なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

Table with 4 columns: Name, Measurement Point, General Height (mm), Residential Height (mm). Includes items like スイッチ(一般), 人身体障害者用, 人感センサー切換用, etc.

- 3 その他
3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。
3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
3.4 工事用図面
工事着手時原設計図 縮小製図(A3版 A3以上の設計図はA3に縮小)
※要(部) ・不要

- 舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、春日部市電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水(以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥) m3
・中間処理施設 市 地内、(株)
・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入(処理に焼却又は溶融含まず)
・中間処理後、最終処分場又は再資源化(処理に焼却又は溶融を含む)
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。))により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

- 昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事(新設、増設又は更新)において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
4 製造者は保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

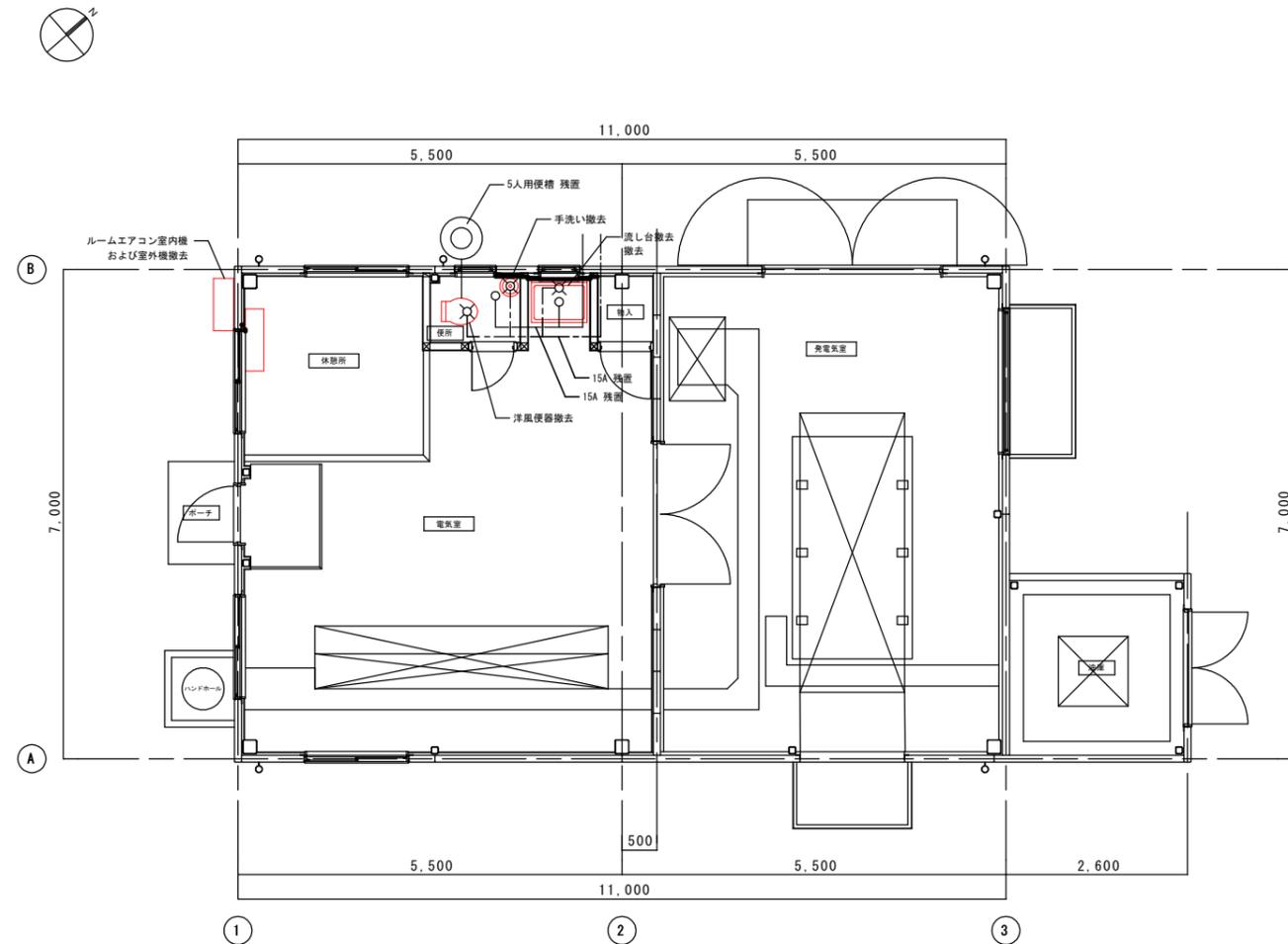
- 官公庁等打合わせ相手
建築:
昇降機:
施設管理者:
電力会社:
電話会社:
ケーブルテレビ会社:
消防本部:

13 その他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように精密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。	⑩ 空気熱源ヒートポンプ空調機 標準仕様書による下記による。 (1) 圧縮機駆動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R 410 A, R 32又はR 407 C) (注1) R 410 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 騒音装置 ・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・バリアフリートイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要ことは別途衛生設備器具表による。	② 洗面器等の排水管 3 満水試験継手 4 網の適用	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3階以上にかかる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 別紙表による。																																																																											
						1 配管材料 2 絶縁フランジ 3 弁類 4 ガス瞬間溶接器 5 電気給湯器	1 配管材料 ・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管 (M鋼管) ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法) 2 絶縁フランジ 取付部は下記による。 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 3 弁類 (1) 規格はJIS又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 4 ガス瞬間溶接器 ※屋外設置の潜熱回収型 ・PS室内設置の潜熱回収型 5 電気給湯器 飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																																																									
●空気調和設備	① 設計温度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>一般系統</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 ② 総合運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の湿湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%	○ 換気設備 1 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共振工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト 4 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下配箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP)を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN、(口)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh、(イ)・Xとし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	●給水設備 13 その他 ① 配管材料 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施 工 部 所</th><th colspan="2">管 種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部 (水道直結部分)</td><td>・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>地中埋設部 (一般部分)</td><td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>市営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内 (注5)</td><td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td></tr><tr><td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シンドア内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部 (一般部分)</td><td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内 (注5)</td><td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td></tr><tr><td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr></tbody></table> (注1) SUSとは、JIS S 3448 またはJWMA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・ガブ)は ※拡管 便所 ・廊下流し廻り露出配管 (※拡管)とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く、また、接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた漏水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接続する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用柵を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100)を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部 (水道直結部分)は水道事業者の指示による。 2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ③ 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。 ※観メーター (※買品 ・) ・子メーター (※買取り ・) ※水道事業者指定品 ・標準図M形 規格はJIS又はJ Vとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 ・防寒コンクリート水栓柱 (1200L) ※不凍給水栓 8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4 (・(a) ・(b) ・(c)) 9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ実施すること。 10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。 11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	施 工 部 所	管 種 別		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (水道直結部分)	・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	○ 給湯設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	○ 消火設備 1 配管材料 2 建物導入部配管	○ 給排水設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	● 衛生器具設備 ① 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に壁面に取り付ける。 ② シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。
				外 気				屋 内																																																																								
温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																									
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
施 工 部 所	管 種 別																																																																															
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管																																																																														
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																															
地中埋設部 (水道直結部分)	・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)																																																																															
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																															
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																															
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																															
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																															
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																															
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																															
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																															
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
3 煙 道 (1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は8φとする) ・設けない	○ 換気設備 9 吹出口及び吸込口ボックス ※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製 10 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) ① 配管材料 (1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (3) フライング管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) (5) ドレン管 (屋外) ※配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (ID:AC100V) (相当品) ・耐火二層管VP (FDPS-1) ・配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項: ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ 送 気管 ※圧力配管用炭素鋼管 (黒) Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への給排水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ 12 弁 類 規格はJIS又はJ Vとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 13 温 度 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レンジダクト、外気取入ダクト及びレンジチャンパー ※冷温水ヘッダー (注) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・ 14 圧 力 計 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空気調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (注) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・ 15 瞬間流量計 瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・個) 付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。 16 油面制御装置 ※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・着脱形) を設ける。 制御盤には (※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・過隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フロースイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。 17 冷却塔 ※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	○ 換気設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	○ 消火設備 1 配管材料 2 建物導入部配管	○ 給排水設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	● 衛生器具設備 ① 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に壁面に取り付ける。 ② シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																																																											
●空気調和設備	① 設計温度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>一般系統</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 ② 総合運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の湿湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%	○ 換気設備 1 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共振工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト 4 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下配箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP)を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN、(口)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh、(イ)・Xとし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	●給水設備 13 その他 ① 配管材料 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施 工 部 所</th><th colspan="2">管 種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部 (水道直結部分)</td><td>・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>地中埋設部 (一般部分)</td><td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>市営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内 (注5)</td><td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td></tr><tr><td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シンドア内配管</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS ・SGP-PD</td></tr><tr><td>地中埋設部 (一般部分)</td><td>※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内 (注5)</td><td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td></tr><tr><td>便所天井内</td><td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td></tr><tr><td>便所空腔室内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管</td></tr></tbody></table> (注1) SUSとは、JIS S 3448 またはJWMA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・ガブ)は ※拡管 便所 ・廊下流し廻り露出配管 (※拡管)とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く、また、接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた漏水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接続する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用柵を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100)を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部 (水道直結部分)は水道事業者の指示による。 2 一体形タンク 一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。 ③ 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。 ※観メーター (※買品 ・) ・子メーター (※買取り ・) ※水道事業者指定品 ・標準図M形 規格はJIS又はJ Vとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5 K、それ以外は図示及び標準仕様書による。 ・防寒コンクリート水栓柱 (1200L) ※不凍給水栓 8 建物導入部配管 図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4 (・(a) ・(b) ・(c)) 9 検針方法 水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ実施すること。 10 水道利用加入金 水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。 11 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	施 工 部 所	管 種 別		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (水道直結部分)	・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD	地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管	○ 給湯設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	○ 消火設備 1 配管材料 2 建物導入部配管	○ 給排水設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	● 衛生器具設備 ① 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に壁面に取り付ける。 ② シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。
	外 気				屋 内																																																																											
	温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																									
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
施 工 部 所	管 種 別																																																																															
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・ポリブテン管																																																																														
ウエット厨房、浴室等の湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																															
地中埋設部 (水道直結部分)	・H1VP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)																																																																															
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																															
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																															
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																															
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
湿潤シンドア内配管	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PD																																																																															
地中埋設部 (一般部分)	※H1VP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE)																																																																															
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																															
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																															
便所空腔室内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																															
その他の部分	※SUS ・SGP-PD ・H1VP ・ポリブテン管																																																																															
●空気調和設備	① 設計温度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>一般系統</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 ② 総合運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の湿湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%	○ 換気設備 1 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共振工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト 4 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下配箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP)を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN、(口)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh、(イ)・Xとし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	●給水設備 13 その他 ① 配管材料 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施 工 部 所</th><th colspan="2">管 種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>地中埋設部</td><td>※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P</td></tr><tr><td>耐火性能を要求される箇所</td><td>※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr></tbody></table> (注1) リサイクルV P、リサイクルV UはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-V P、RS-V U又は、REP-VUは標準仕様書第2編2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はV 45度で行う。	施 工 部 所	管 種 別		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)	その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管	その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)	その他の部分	※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	○ 給湯設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	○ 消火設備 1 配管材料 2 建物導入部配管	○ 給排水設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	● 衛生器具設備 ① 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に壁面に取り付ける。 ② シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																						
	外 気				屋 内																																																																											
	温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																									
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
施 工 部 所	管 種 別																																																																															
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)																																																																														
その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管																																																																															
その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															
地中埋設部	※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																															
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)																																																																															
その他の部分	※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															
●空気調和設備	① 設計温度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>一般系統</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。 ② 総合運転調整 ※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の湿湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%	○ 換気設備 1 長方形ダクト ※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共振工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分) 2 円形ダクト ※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。 3 風量測定口 取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト 4 チャンバー (1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。 5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下配箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP)を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける 7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN、(口)・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用E Aダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠蔽部ダクト (仕様はh、(イ)・Xとし範囲は図示による) 8 試運転調整 風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	●給水設備 13 その他 ① 配管材料 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施 工 部 所</th><th colspan="2">管 種 別</th></tr></thead><tbody><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr><tr><td>地中埋設部</td><td>※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P</td></tr><tr><td>耐火性能を要求される箇所</td><td>※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td></tr></tbody></table> (注1) リサイクルV P、リサイクルV UはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-V P、RS-V U又は、REP-VUは標準仕様書第2編2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はV 45度で行う。	施 工 部 所	管 種 別		床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)	その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管	その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)	その他の部分	※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	○ 給湯設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	○ 消火設備 1 配管材料 2 建物導入部配管	○ 給排水設備 1 配管材料 2 ガス漏れ警報装置 3 液化石油ガスの供給機	● 衛生器具設備 ① 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に壁面に取り付ける。 ② シンク用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓 3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																						
	外 気				屋 内																																																																											
	温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																									
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	%	℃	%	℃	%																																																																								
施 工 部 所	管 種 別																																																																															
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・SGP (白) ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)																																																																														
その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・排水用/ホ-ド'ホ' 杉産鋼管																																																																															
その他の部分	※R F-V P又はリサイクルV P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															
地中埋設部	※R S-V U又はリサイクルV U ・V U ・卵形管 (ゴム輪接合) ※R E P-V U (軽荷重の場合) ・R F-V P又はリサイクルV P ・V P																																																																															
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管V P (FDPS-1)又は耐火V P ・SGP (白)																																																																															
その他の部分	※リサイクルV P又はR F-V P ・V P ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																															

春日部市建設課

日付
縮尺
工事名称
図面名称
水角排水機建屋耐震補強工事
建築機械設備工事特記仕様書 (2)
AM-02

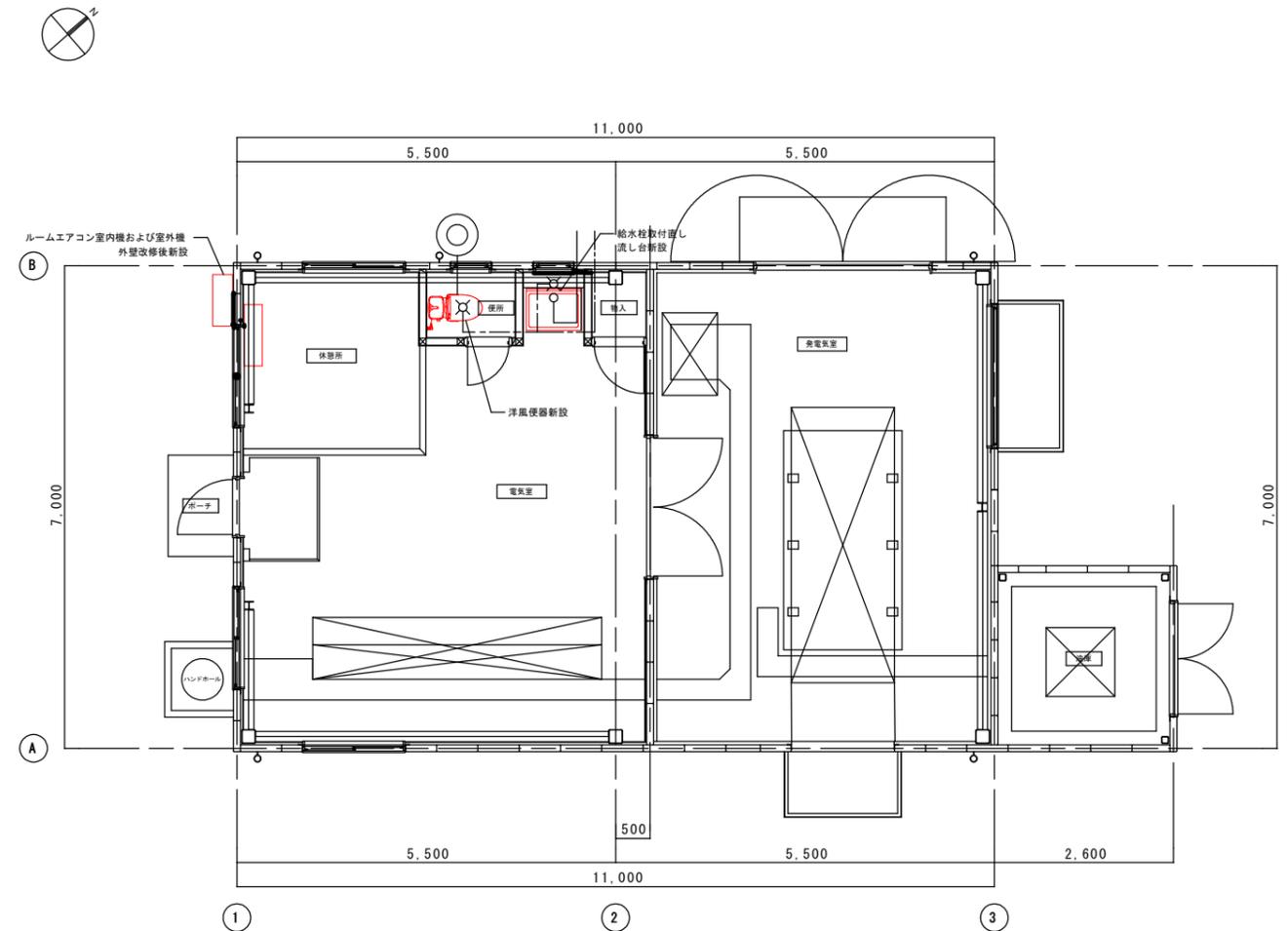
屋内配管・空調設備平面図 (改修前)



屋内配管平面図 A1: S=1/50 A3: S=1/100

※赤色の設備は改修に伴い撤去する箇所を示す。
補強ブレース新設に伴い、既存の給排水に干渉する箇所は切り直しを行う。
改修に伴い、壁面に取りつく設備(機器、配管)は一時取り外し、改修後取付なおす。

屋内配管・空調設備平面図 (改修後)



屋内配管平面図 A1: S=1/50 A3: S=1/100

※赤色の設備は外壁新設後に新設する箇所を示す。
補強ブレース新設に伴い、既存の給排水に干渉する箇所は切り直しを行う。
改修に伴い、壁面に取りつく設備(機器、配管)は一時取り外し、改修後取付直す。

凡例

記号	名称	備考
---	給水管	残置
---	排水管	残置
⊗	給水栓	立型自在水栓 残置
○	排水金物	残置
	簡易水洗便器	撤去新設 TWC-3 + TWI-3B
	簡易水洗便槽	残置
	平付手洗器	撤去
	ステンレス洗し	撤去新設

ルームエアコン	
仕様	壁掛型 冷房能力2.8kW 暖房能力3.6kW
	消費電力(冷)770W (暖)870W
参考型式	CS-2850JR

給水管
屋外土中 両面塩ビライニング鋼管(VD) 15A
屋内一般 塩ビライニング鋼管(VA) 15A
排水管
屋外土中 塩ビライニング鋼管(VA) 15A
屋内一般 同上